

## 初期近代における公権力と民衆

——ファン・デュルメン『恐怖の劇場』の紹介——

高木正道

イタリヤの歴史家カルロ・M・チポツラは、ユーモアとは何かを実に巧みに説明している。「まずユーモアというのは対立関係のあるところではなく、深く寛容な親愛の情があるところにしか生まれぬ。さらにユーモアは、時と場所がはたして適當かどうかを瞬時に判断してから使われなければならない。たとえ、臨終の人の枕元で人生の不安定さに関する冗談をいつてみても、それは眞のユーモアとはいえないのだ。一方、断頭台へ上つていく途中で階段を踏み外してしまふ思はず、『階段を踏み外すのは縁起が悪いといわれているのに!』と振り返って叫んだフランス國王がいたが、彼のこのユーモアのセンスなど死刑を大目に見てやつてもよかつたくらい優れたものである。」

初期近代における公権力と民衆

まったく同感であるが、このユーモアが成立する前提には公開処刑があつた。特殊な例外は別として、初期近代において処刑は原則的にすべて公開で執行され、老若男女貴賤の区別なく多くの人々がそれを見物した。十八世紀も後半になると処刑は減少していくが、それでも公開処刑を一度も見ることなく生涯を終える人はほとんど皆無に等しかつた。ゲーテは『詩と眞実』のなかでフランクフルト・アム・マインの市民生活について次のように述べている。「市民生活の平穩と安全を脅かすおぞましい事件にも事欠かなかつた。あるときは火災が私たちの安らぎをかき乱し、またあるときは大罪が發覚して、その調査と処罰のために町は幾週間も不安のなかに包まれた。私たちは否応なく様々な処刑を目撃

することになった。」

十八世紀半ばに行われた最も有名な公開処刑の一つに、フランス国王ルイ十五世を殺害しようとして捕えられたダミアンの四つ裂きの刑がある。それは一七五七年三月二八日パリのグレーヴ広場で執行されたが、その模様はM・フーコー『監獄の誕生』第一章のはじめに詳しく描かれている。四つ裂きにされるまえにダミアンは、国王を殺そうとして短刀をふるった右手を硫黄の火で焼かれたあと、胸と手足を灼熱したペンチでつまんで肉をむしりとりられ、その傷口に鉛と油と樹脂と硫黄の煮えたる溶解物を注ぎ込まれた。四つ裂きの刑は馬の数を四頭から六頭に増やしたけれども完遂することができず、関節と腱に切れ目を入れることによってやっと馬は両手両足を胴体から切り離すことができたという。

この処刑を目撃していたメルシエは『十八世紀パリ生活誌』（岩波文庫）のなかで次のように述べている。「下層民がこのいまわしい光景の見物に、群れをなして駆けつけると非難する者がいる。しかし人の注目を集めるような処刑のあるとき、あるいは名の売れた有名な犯罪者の場合には、上流社会の人々も、もっともいやしい賤民とおなじように、刑場に駆けつけるではないか。」しかも蜘蛛一匹見ても気絶するほどのご婦人方も、女性特有の感受性を忘れて、望遠鏡を両手に、刑吏と悶え苦しむ死刑囚の姿を見物したのである。「繰り返して言うが、そのご婦人方は裁判所が国王の復讐のために、これまで考えついたらうちでもっとも恐ろしく、もっともおぞましい刑罰の光景から、最後まで目をそら

さなかつたのである。」

このようにメルシエは、公開処刑を好奇の目で見物する人たちの感受性の欠如を嘆いているが、しかし他方でかれは人目を忍んだ死刑の執行はもっと悪いと糾弾している。「松明の明かりで行なわれる夜間の死刑執行に対して、疑問が唱えられたことがある。これほど非現実的なものはないことが確認されたようだ。どうして法律が好んで秘かな殺人を定めているのか分らない。どんなにこじつけても、これほど恐ろしい性格を死刑に付与することは、これまでにしえなかつた。死刑は、見せしめ以外のものとは考えられないし、決して罰とは考えられない。ところが市民が睡眠中の知らぬ間に、闇の中でひとりの男を絞め殺すとは、いったい何たることか？ もし君が公開を勘弁してやるなら、いったい何と命を助けてやるがよい。命を奪うのは、社会の名においてでなければならぬ。君が下す判決について、もし世間が犯罪のことも刑罰のこともまったく知らざれずにいるとするなら、その判決は犯罪だ。」

われわれ現代人の感覚と心性からすれば狂気の沙汰としか思われないが、当時の人々にとつて処刑は公開で行われなければならなかつた。秘密裡になされる処刑には誰もがなにやら胡散臭いものを感じた。だがそれにしても、公権力はいかなる意図と目的をもって公開処刑を行ったのであろうか。見物する民衆にとって公開処刑とは何であつたのであろうか。かれらは公開処刑においてどんな役割を果たしたのであろうか。そして死刑囚は一体どのような

態度で死に臨んだのであろうか。以下に紹介するリヒャルト・フアン・ネアルメン『恐怖の劇場』(Richard van Dülmen, *Theater des Schreckens: Gerichtspraxis und Strafrituale in der frühen Neuzeit*, München 1985) は、この問題群を包括的に論じた最近の最も優れた研究の一つである。また『恐怖の劇場』の目次を掲げれば、以下の通りである。

Einleitung	7
I Vor Gericht	13
II Der endliche Rechtstag	38
III Auf dem Pranger	62
IV Der Arme Sünder vor dem Tod	81
V Auf dem Schafott: Verbrechen und Strafen	102
VI Hinrichtungsrituale: Von der Reinigung zur Abschreckung	121
VII Volk und Gericht	145
VIII <i>Ars moriendi</i> : Die Liturgie des gewaltsamen Sterbens	161
Schluss	180

本稿ではこの著書の内容を次のような順序で要約・紹介したい。括弧のなかの数字は原書の該当箇所のページ数を示しているが、必ずしも正確に対応しない場合もある。

I 概要(七一―一八〇―一八五)
II 刑罰の体系
身体刑と名誉刑(六一―七六)
死刑(二二―一三九)
III 裁判と判決
犯人の逮捕(十三―二三)
自白と拷問(二三―三七)
訴訟と判決(三九―六一)
IV 処刑儀式と民衆
刑場へ(八一―〇八)
公開処刑と民衆(一四五―一六〇)
暴力死の典礼(一六一―一七四)
V 結び(一七五―一七九)

## I 概要

中世末期から啓蒙主義の時代を経て十九世紀初めにいたるまでヨーロッパで実施されてきた前近代の伝統的な刑罰体系を思い描くとき、それはわれわれの目に恐怖の劇場として映る。そこに見出されるのは残酷と野蛮、迷信的な儀式、刑罰と一体化した不気味なセレモニーである。名誉刑、身体に烙印を押したりその一部を切断したりする身体刑、種々の形態の死刑(斬首、絞首、車裂き、火炙り、生き埋め)を見るために多数の民衆が遠方からやっ

て来たばかりでなく、公権力の側も意識的にそれを民衆の祭りとして演出した。公開で行われる処罰は過去のヨーロッパを含むあらゆる伝統社会における公共的文化の重要な構成要素でもあった。社会的・道徳的あるいは宗教的秩序のいずれにたいする毀損であれ、どのような罪が犯されたのか、そしてそれはいかにして償われるべきかを、罪の重さと種類に応じて公開の処刑儀式によって実演してみせたのが伝統社会の刑罰であった。

この複雑で現代人にとって奇異な世界を理解するためには、われわれはまず残酷さについてのわれわれの観念をふり払わなければならない。昔の刑罰は疑いもなく残酷であった。古い法が目ざしたのは犯罪人を更生させることではなく、秩序を破った者に肉体的な苦痛を与えることによって法を再建することであった。それゆえ、罪を償わせその報いを見せしめるという意図から、刑罰は犯罪がひき起こした残忍な害悪と同じ程度に残酷でなければならなかった。犯された罪は刑罰を通じて識別され断罪され償われたのである。しかしこうした残酷な刑罰は決してやりたい放題の恣意的行為ではなかった。それは勝手気ままに変えることのできない厳格な儀式に則って行われ、観衆によってチェックされることによつてはじめて法的拘束力を得たのである。恩赦によつてしばしば寛大な処置がとられるようになると、十七世紀以降は大掛かりな刑罰行為は後退していったので、それが異常なほど世間の耳目を聳動させたのはまさにそうした処刑が稀にしか行われなかったからにはかならない。このきわめて残酷な刑罰による威嚇はそ

の後もしばらく続いたが、それは今日の意味での野蛮とは違っていたし、処刑儀式も決して盲目的な権力の自制心を失った逆上の行動ではなかった。

初期近代の刑罰行為の公式の担い手は十六世紀以降は司法当局であった。裁判を行い判決を言い渡すのは司法当局であり、民衆はこれに同意しさえすればよかった。とはいへ民衆は見せしめのために演じられる刑罰の単なる客体ではなかった。刑罰はすべて一般の承認を得るために公開で執行されたので、民衆は同時に刑罰の共同執行者でもあった。こうして民衆は裁判の有効性の証人にさせられたのであるが、しかしこのことはまた刑罰の執行をチェックする可能性を民衆に与えた。官憲は処刑を権力の誇示に利用し、民衆の関与を排除しようとしたのにたいして、民衆は処刑を民衆の祭りに仕立てあげ、処罰の証人であるだけでなく、社会を清める供儀の関与者たろうとした。それゆえ公開処刑の廃止は、民衆の側からの圧力ではなく、威嚇の効果がなくなったことを認識した官憲の処置によるものであった。

初期近代社会を規定した刑罰体系は中世後期における犯罪の増加にたいする反作用として生まれた。この発展は、フェューデを含むあらゆる形態の報復行為を禁止した国内平和保持政策、および生死にかかわる裁判権を独占することを要求した領邦国家の形成によつて促進された。刑罰権の独占化が進むにたがって、一方ではキリスト教を奉じる公権力の新しい道徳要求から逸脱したあらゆる行為が犯罪とみなされるようになり、他方では古い「恐ろ

しい」刑罰と民衆の古い魔術的儀式的法文化はますます駆逐されていった。

刑罰体系の確立につれて、訴訟の遂行および刑の執行の意味と目的が大きく変化した。それまでは原告が主たる裁き手で、裁判官は仲裁者にすぎず、訴訟の遂行と刑の執行は不可分一体であるだけでなく、両者はともに公開で行われていた。ところが初期近代の（ローマ）法と法学教育を受けた裁判官が勢力を増すに当たって、訴訟は刑の執行から分離され、訴訟過程での真実の発見は公権力の秘密事項、そして処刑は民衆のままで演じられる見世物となった。法の発見は公権力の排他的な所管事項となったが、判決は公開で執行されてはじめて効力と拘束力をもつことができた。だから公開処刑は単に民衆の関心を満足させるためのみ舉行されたのではなく、その意味と目的は判決にたいする民衆の事後的な同意をとりつけることにあった。

公開処刑は十七世紀以降ますます意識的な演劇化を施されて華々しい式典の性格を強め、バロック時代の他の豪華な祝祭にもまして多くの観衆を引きつけた。そこでは、犯罪の恐ろしさを演出することによって民衆を威嚇し、手なづけ、紀律を守らせることが意図されていた。しかしながら、迷信的魔術的な内容がどんなに減らされようと、刑罰行為とりわけ処刑は擬似宗教的な慰霊祭に仕立てあげられ、犯罪人は悔い改めたキリスト教徒に、時には殉教者にさえ祭りあげられた。そのため結局のところ威嚇の効果は微々たるものでしかなかった。

### 初期近代における公権力と民衆

社会的道徳的秩序に反するものであろうと、宗教的秩序に反するものであろうと、あらゆる犯罪が罰せられ償われなければならない。そのさい問題にされたのは、犯罪人の動機でもその更生可能性でもなく、罪の重さと社会的地位に当たって犯罪人を除去することであった。建前のうえであらゆる社会集団の人々が差別なくその罪に応じて罰せられることになっていたが、かれらの社会的地位と恩赦を願い出してくれる有力な友人のおかげで、れっきとした市民や貴族は一般民衆に比べて明らかに軽い刑罰で済んだ。こうした傾向はますます強まり、十八世紀には厳格な刑罰に苦しめられるのはほとんど下層階級の人々だけになってしまった。

処刑儀式と身体刑は十八世紀になって初めて啓蒙主義者の批判的になった。かれらの批判は直ちに古い刑罰体系の改革と廃止につながったわけではないけれども、十九世紀の刑法改革のための決定的な下準備になった。そこで問題になったのはわれわれの意味での人道ではなく、悪事に対応した公正な刑罰であった。犯罪人は身分の違いにかかわらずなく、犯した罪に基づいてそれにふさわしい罰を受けるべきであった。公開の名誉刑や身体刑はただ民衆を粗暴にさせるだけで社会全体にとってなんら益するところないがゆえに廃止されるべきであった。さらに犯罪の動機も考慮されるべきであった。最後に刑罰体系は、一方では犯罪者の更生に役立つようなものでなければならず、他方では犯罪者にかれがひき起こした社会的被害を物質的に償わせるようにつくられてい

なければならなかった。自由刑を体系化した刑務所と労役所は、人間相互の尊厳を考慮しながら、正義と公平な刑罰、更生の期待と社会的効用を結びつけようとした啓蒙社会のユートピア的願望の結果であった。それらが人間の尊厳を傷つける新たな問題をひき起こしたことに啓蒙的市民は気づかなかつた——伝統的な諸身分がその恐怖の劇場の非人間性に気づかなかつたのと同様に。

## II 刑罰の体系

初期近代の刑罰体系は罪の重さにしたがって四段階に分かれていた。最も低いレベルにあったのが教会の刑罰で、贖罪した罪人は恥辱を受けることなく社会に復帰することができた。これに続くのが名誉刑で、これによって犯罪人はその名誉を奪われたが、そのために社会から閉めだされることはなかつた。次の段階がいわゆる身体切断刑と身体刑で、それにはしばしば国外追放が結びついてきた。それは社会からの排除を意味し、社会的あるいは肉体的な死につながることも稀ではなかつた。最後が重犯罪にたいして科された死刑である。そのさい犯罪人はかれとかれの行為が人々の記憶に残らないように完全に根絶されたり、残忍な凶悪犯として晒し者にされたりした。あるいはまたそれとは逆に処刑された者の名誉が傷つけられないような死刑が行われることもあった。

十七世紀以降恐ろしい犯罪は減少し、宗教犯罪と風俗犯罪の一

部は犯罪とはみなされなくなり、それに対応して残酷な処刑も後退していった。しかし、苛酷な刑罰の結果として重罪が少なくなつたのではや穰やかな刑罰しか必要でなくなつた、という直接的因果関係は存在しなかつた。四つ裂き、生き埋め、火炙り、溺死といった残酷な刑罰を不必要にしたのは、住民の紀律化の進捗、社会的チェックの貫徹および支配機構の整備に基づく住民の法的保護であった。古い清めのための処刑儀式にかわつて剣あるいは綱による見せしめだけの死刑が支配的になつた。といつてもそれによつて古い清めの儀式のあらゆる痕跡が完全に消滅してしまつたわけではなかつた。刑罰の対象は依然として犯罪者ではなく犯罪そのものであり、破壊された秩序を回復するためには必要とあらば犯罪人を死に至らしめることによつて罪を償わせなければならないと考えられていた。

### 身体刑と名誉刑

(一) 刑事裁判にかけられた犯罪者がすべて処刑されたわけでは決してなかつた。死刑のほかに国外追放を伴う身体刑と名誉刑、教会規定による贖罪が存在し、それらは死刑に劣らず重要な意味をもち、十七世紀以降は量的に死刑を上回るようになった。罰金刑と懲役刑もあつたが、それらはガレー船漕刑や兵役刑と同様に刑罰体系にとつて結局のところ副次的な役割しか演じていなかった。

身体刑と名誉刑とを理論上区別することは確かに可能であるけ

れども、実際には両者は互いに他方の要素を含んでいた。晒し台に立たされる受刑者は、周囲の観衆のあらゆる暴力行為に晒されたので、しばしば肉体的な苦痛を受けることになったし、笞打ちと同時に名譽の喪失をも意味した。さらに大抵の場合いっつかの刑が——例えば晒し台の刑と笞打ち、あるいは鉄の首枷と国外追放という具合に——結びついていた。名譽を傷つけない名譽刑や身体刑は存在しなかつたので、社会的地位の高い人々とりわけ貴族はこの刑罰体系から免れており、名譽刑と身体刑を受けたのは主として都市内外の一般民衆であつた。

犯罪者の名譽を傷つけたり奪つたりすることは、初期近代の刑罰体系において大きな役割を演じていた。というのは、当時社会のなかでの各人の社会的ステータスを規定したのはほかならぬこの名譽だつたからである。人々が名譽を失う原因は様々であつた。まずある種の悪事を犯した者は、罰せられるか否かにかかわりなく、そのこと自体によって不名譽の烙印を押された。このような場合、名譽刑の意味は犯罪人を辱め、その不名譽な犯行を暴露することにあつた。次に特定の刑罰もまた犯罪者を不名譽にした。この場合、犯罪人が社会から排除されたり辱められたりしたのは、その犯行のせいだけではなく、焼き印のような名譽を傷つける刑罰によるものでもあつた。さらに刑吏が刑を執行したときには恥辱性はその度をいっそう増した。なぜなら、刑吏は不名譽の人格化にほかならず、かれと接触しただけでも名譽を傷つけられ、恥ずべき存在に貶められたからである。

### 初期近代における公権力と民衆

名譽刑と身体刑は、刑事裁判にかけられたけれども死をもつて罰するまでもない犯罪を対象とした独自の刑罰形態であつた。単なる盗みやある種の風俗犯罪、詐欺や神の冒瀆がこれに数えられた。恩赦によって死刑を免じられるかわりにこれらの刑が科されることもあつた。身体刑と名譽刑はそれほど苛酷ではないと思われるかもしれないが、しかし多くの場合死刑と同様に恐ろしく、大概それは社会からの排除を意味し、時にはそのまま死につながることもあつた。

(2) いわゆる(身体)切斷刑は最も古い刑罰であつたが、十六世紀以降コンスタントに減少していき、それにかわつて身体刑と名譽刑が現れた。身体の切斷は一般に共同社会からの排除を意味し、犯罪者とその犯罪の印として恐れられた。

最も重い切斷刑は眼を抉る刑で、二度と法廷で証言をできなくすることが意図されていた。但し十六世紀以降この刑はほとんど執行されたことがない。同様に古い伝統をもち、もつとずつと頻繁に行われたのが手の切斷で、暴力行為や故殺、偽証や詐欺の場合に適用された。この刑は十七世紀にも見出されるが、十六世紀以降単独刑としての手の切斷は少なくなり、刑を加重するさいの付加的刑罰として存続した。

似たような刑として指の切斷があつた。これは手の切斷に代わるもので、特に偽証の場合に適用された。詐欺やウアフェーデ(復讐断念誓約)違反がこれで罰せられることもあつた。この刑を受けた者はもう二度と宣誓することができなくなつた。同じく

頻繁に行われたのは耳の切断で、とりわけ女性にたいして些細な盗みや風俗犯罪の場合に適用された。それは十八世紀になってはまだ――晒し台の刑や国外追放と結びつくかたちで――実際に行われていた。舌の切断も広く行われていた刑であったが、時には舌に切れ目を入れるだけにとどまった。

以上の切断刑以外に、身体にたいして執行されるけれども異なった効果を生む二つの刑罰が広く行われていた。焼き印と笞打ちがそれである。両者は身体刑であると同時に大いに名誉を傷つける刑でもあった。焼き印は死刑の次に重い刑であり、とりわけ窃盗に適用された。それは絞首刑に代わるものとして執行され、たいがい国外追放を伴った。この刑は思ったほど頻繁には科されなかつたとはいへ、十八世紀になってもまだ行われていた。死刑にかわる厳しい懲罰が必要だと考えられた下層の民衆がその対象となつた。焼き印は額もしくは背中を押され、絞首台の標章や各都市の紋章がその印として好んで用いられた。この刑は切断刑と同様に衆人環視のなかで刑吏によって執行された。焼き印を押されることは、宣誓能力を奪われるばかりでなく、不名誉な存在に貶められることを意味した。それは苦痛を与えることにより骨身にこたえる仕方です罪を償わせると同時に、犯罪者を生涯にわたって公的に標示することを意図した刑罰であった。焼き印を押された者にとって「まっとうな」仕事を見つけることはもはや不可能であつた。

打擲刑の特に苛酷な形態としての笞打ち刑は、たいがい他の刑

罰と結合するかたちで十六世紀以降最も頻繁に行われた。それは焼き印よりは幾分軽いとみなされていたが、それでも晒し台に立たされるよりはるかに屈辱的な刑であった。笞打ちが与える苦痛は、青少年を折檻するために日常的に行われた単なる打擲のそれの比ではなかつた。刑吏によって大抵は裸にされた上半身にたいしてなされた。血が出るまで打ち続けることも珍しくなく、国外追放が結びついているときには決められた道を通って市の立つ広場から市門まで行く途中ずつと笞で打たれた。この刑は独立した刑罰としても、また名誉刑と結合して特に死刑の代用としても行われた。あらゆる身体刑のうちで笞打ちは最も長く維持され、十九世紀になってやっといくつかの都市や領邦において廃止された。

(3) 身体刑のほかに様々な名誉刑があり、それらには肉体的な苦痛が伴うこともあった。それらはしばしば社会的制裁の性格を帯び、多くの点で伝統的な懲戒の慣習と関連していた。名誉刑そのものはかなり早くから存在していたが、公権力による刑罰としてのそれは身体刑の出現以後に登場した。前近代社会の刑罰体系全体を規定する独自の体系をもつ名誉刑の発展は比較的遅く、名誉を中心した社会的カテゴリーとみなす身分制社会が形成されてくる十五・十六世紀のことであり、いくつかの身体刑と同様に十九世紀まで存続した。そして身体刑に劣らず複雑な種々の結合形態が考えだされた。

名誉刑の中心舞台は晒し台（それは大抵の都市において鉄の首枷に等しかった）、晒し柱であった。それは市庁舎のまえ、市の



立つ広場あるいは教会のそば、要するに平日に大勢の人々が集まってくる場所に位置していた。晒し台は、不名誉な犯罪を罰するための刑具、恥辱と不名誉の公開の場であり、それに触れることはタブーであった。だがそればかりでなく、晒し台は他方で都市が誇りとする高級裁判権の印でもあった。だからそれは、司法権力を誇示すると同時に恥ずべき犯罪を人目に晒すという役割を果たしていた。晒し台は中世に刑具として現われ、十五世紀に大いに広まり、啓蒙主義の時代をこえて十九世紀になってもまだ使われていた。地域によって晒し台の形態は実に様々であった。最も簡単なものは晒し柱であり、その最も完成されたものは遠くからでもよく見える石造りの晒し台であった。不名誉な場所であることを標示するために、晒し台には、猿や豚のような不潔な動物や刑吏を描いた彫刻がついていることも珍しくなかった。晒し台の刑がすべて刑吏によって行われたわけではないが、同時に身体刑が科されるときには常に刑吏がそれを執行した。そして大抵、晒し台の刑には身体刑が結びついていた。

晒し台の刑は独立した刑罰として科されることもあれば、多くの場合にそうであったように笞打ちや国外追放と結びつくかたちで副次的な刑罰として科されることもあった。通常受刑者は一時間から二時間晒し台に立たされ、時にはこれが何度も繰り返された。単なる盗みやあらゆる種類の詐欺（価格のごまかしやいかさま賭博）、姦通から近親相姦までの風俗犯罪、さらに神の冒瀆や偽証が、このようにして衆人環視のなかで罰せられる不名誉な犯

### 初期近代における公権力と民衆

罪に数えられた。晒し台の刑は身体刑と名誉刑の不可欠の構成部分を成し、報復と威嚇に役立ったのみならず、それはまた受刑者を都市の全住民に知らせることによって、彼または彼女が不当に戻ってきたとき容易に発見することができるという効果を及ぼした。晒し台に立たされたことが屈辱的だったのは、鉄の首枷をはめられてただ人目に晒されたからだけでなく、見物人の嘲笑の的になり、かれらから汚物を投げつけられたからであり、こうなると身体刑とほとんど変わるところがなかった。また晒し台の刑には任意に他の刑が加重された。受刑者の犯した破廉恥な行為を絵や文字で描いたブラカードを、罪人の身体にぶら下げたりそばに立てたりするというのもしばしば行われた。多くの切断刑は晒し台で行われたが、そのあと指や手や耳が晒し台に打ちつけられることもあった。最も不名誉であったのは、晒し台に加えて焼き印や笞打ちが科されたり、晒し台の直後に国外追放が続く場合であった。晒し台の刑は常に共同社会からの排除を意味したわけではないけれども、それが他の刑罰と結びついた場合には、それによって名誉を奪われた者は「まともな」(ehrbär) 社会からの脱落者とみなされた。

晒し台に立たされたのはたいがい大人だけであった。男も女も同様にその対象となったが、付加的な刑罰については性による区別がなされた。貴族と「まともな」市民は晒し台の刑からは除外され、晒し台に登ったのは概して一般の民衆や外国人たちであった。晒し台の刑が受刑者を法的に不名誉な存在に貶めたことは確

かであるが、その効果についてそれ以上のことを述べるのは難しい。というのは、この刑の対象になったのは大抵そもそもあまり名誉をもっていない人々であったので、刑がかれらのその後の人生にどのような影響を与えたかを知りえないからである。だが晒し台の刑が死刑を免除されたかわりに科される代替刑であったとすれば、それはいずれにしても決して拭い去ることのできない不名誉の烙印を意味していた。

このようにして一般の庶民は紀律を守るように躰けられるか、さもなれば社会的に葬り去られた。社会の規範に順応できなかった者は、生命は奪われなくても、社会から排除されるか、生涯消えることのない痕跡を残すような処罰を受けたのである。しかもそれは、当人の利益のために秘密裡にはなく、まったく反対に、民衆の支援を得て衆人環視のなかで、随意に変えることのできない厳格な儀式に則って行われた。晒し台を中心舞台とする名誉刑と身体刑の刑罰体系は、犯罪人の肉体的生命を大切にすることをわきまに、その社会的生命を剥奪したのである。その意味でそれは死刑の共犯者であった。

## 死刑

(1) 古来から伝わる処刑方法は火炙り、溺死、生き埋めであった。それらは十六世紀にはまだいたるところで見られたし、一部の地域では十七世紀初頭においても実施されていたが、それ以後は意義を失っていった。罪人のあらゆる痕跡を根絶・抹消するこ

とがその目的であったかぎり、これらの処刑はいわば社会を清める儀式にほかならなかった。それ相応に償われなければ社会に災いをもたらすような仕方ですら、特に宗教的倫理的秩序を破った犯罪から、社会はおのれ自身を払い清めたのであった。とりわけその対象となったのは女性であった。これらの刑の特徴は、刑吏の手によってではなく、自然の力、すなわち特殊な破壊力ないしは浄化力があると信じられていた火や水や土によって血を流すことなく執行されたところにある。このことは絞首にもある程度まであてはまる。というのは、犯罪人は大氣の力に委ねられたからである。刑罰の執行が公権力によって統制され、処刑が芝居がかった様式と威圧的效果と道徳的教化を狙って行われるようになると、こうした清めの機能は意義を失っていき、威嚇を目的とした剣による刑が支配的になっていった。

生き埋めの刑は姦通のような風俗犯罪、配偶者殺し、嬰兒殺しにたいして、時には重窃盗にたいしても適用された。それは一般に女性にたいする刑罰で、男性の場合これに対応するのは車裂きであった。犯罪人はたいいてい衣服を脱がされて絞首台の下に掘られた穴に仰向けに横たえられ、手足を縛られ、茨で蔽われ、脚から上のほうへと埋められていった。この刑にはしばしば杭刺しが結びついていった。それは埋められるまえに行われることもあれば、そのあとに行われることもあった。その象徴的意味は不明であるが、死者がこの世に戻ってくるのを不可能にするためであったことは明らかである。と同時に、そうすることによってゆっくりと

窒息死するのを待たずに済んだ。

もっと広く行われていたのが溺死で、その主たる対象は同様に女性であったが、男性にも適用された。嬰兒殺し女、姦通者、異端者がとりわけこの刑に処せられた。ここでは水の浄化力が罪を洗い流す象徴として重要な役割を演じていた。溺死は十六世紀を通じて行われ、十七世紀になると徐々に減っていったが、プロイセンとザクセンでは嬰兒殺しにたいして再び頻繁に適用されるようになった。刑の執行によって死刑囚が溺死するか否かは必ずしも確実ではなかったため、この刑にはまだ神明裁判の要素が残っていた。処刑は一般に橋の上で行われた。死刑囚の衣服を脱がし、かがんだ姿勢でひかがみの下に棒を通し、棒の下をくぐらせた両手を両足に縛りつけ、橋から川に突き落とし、刑吏の助手が長い竿で水中に押し沈めた。

この刑罰には二つの変種があった。その一つはローマ法に由来するいわゆる袋詰めである。死刑囚は三ないし四種の動物(犬、雄鶏、蛇、猿)と一緒に袋に入れられ、袋の口を閉じて水中に沈められた。だが猿や蛇は手に入りにくかったので、猫をもって猿に代え、蛇の絵を本物の代用にしたという。だがこうした添え物が何を意味していたかは不明である。刑の加重あるいは特別な恥辱の印だったのかも知れない。

第二の変種は特にスイスで行われていたもので、それには神明裁判の性格が明瞭に認められる。刑吏はロープにつないだ犯罪者を水のなかに投げ入れ、向う岸から引張りあげるのだが、もし

彼女が死なずにおれば自由の身になった。あるいはまた手足を縛った犯罪者をロープにつなげずには水中に投げ入れ、もし彼女が手枷足枷をほどこいて岸に這いあがることであれば免罪された。規則通りに刑が執行されても死に至らなかった場合、刑をもう一度繰り返すことは許されないと暗黙の法があり、民衆はこれを主張して譲らなかつたのにならして、司法当局は刑の執行を繰り返すことを強制し、ますますそれが実現されていった。

火炙りは犯罪者を地上からいわば最も完全に抹消する清めの刑であった。魔術、異端、毒殺、獣姦、貨幣偽造で有罪判決を受けた人々が性別にかかわらずその対象となった。火炙りが最も蔓延したのは反宗教改革時代の十六世紀においてであった。それ以後この刑が行われたかぎりでは、犯罪者はあらかじめ絞殺されたり首に一袋の火薬を巻きつけられたりしたので、焼き殺される前に死んでいた。そのようなことが行われたのは、火が勢いよく燃えないときには刑の執行は長時間を要し、非常に痛ましい状況になったからである。しかもそれは費用のかかる処刑方法であった。通常は地面に柱を立て、その周りに柴の束や糞や薪を積みあげ、死刑囚の首や身体を鉄の鎖で柱に縛りつけた。時には手足を縛って薪の山の上に横たえたり、椅子に座らせることもあった。火炙りはすべてが灰になるまで続行しなければならず、燃えずに残った骨は粉々に打ち砕かれた。そして残骸はすべて絞首台の下に埋められるか川に投げ棄てられた。判決文によれば、「この恥ずべき行為の記憶を消し去るために」あるいは「神の怒りと罰を都市

と農村から逸すために、犯罪者は完全に抹消されねばならなかった。獣姦の場合には動物も一緒に焼かれた。火炙りは確実に死をもたらず刑ではあったけれども、生き埋めや溺死と同様にしばしば予期せぬ事態を招くことがあり、痛ましくも恐ろしい光景が出現した。刑の執行に全責任を負う刑吏が別の刑に代えたがったのも領ける。それゆえ刑吏が死刑囚を事前に絞殺したり、その首に火薬の袋を掛けたりしたのは、人道的な気持ちだけからそうしたのではなく、処刑をスムーズに進行させたいという願望によるものでもあった。

(2) 車裂きと四つ裂きないし八つ裂きもまた古くから伝わる処刑方法であった。血生臭いなぶり殺しにも等しいこれらの刑には清めの機能はあまりなく、むしろそれらはなによりも報復と威嚇の観念を具現した刑罰であり、したがって古い身体切断刑に対応していた。これらの刑に処せられたのは圧倒的に男であったが、女の場合も伝えられている。車裂きと四つ裂きは大量虐殺や政治的叛逆罪のような重罪にたいして適用された。四つ裂きは少なくともドイツでは頻繁に威嚇手段として用いられた割には実際にはあまり行われておらず、十六世紀以降はほとんど執行されることなかった。これにたいして車裂きは十九世紀になっても凶悪な虐殺者にたいしてかなり広く適用された刑罰であった。だが死刑囚を事前に刺殺ないし絞殺することも珍しくなかった。

四つ裂きの例証はごくわずかしかないが、それだけに徹底した記述が残されている。それは特に叛逆者と国王殺害者を罰する極

めて恐ろしい刑であった。多くの絵図が示しているように、馬によって引き裂くのが本来のやり方であった。しかし馬の力だけで生身の人間を引き裂くことは難しかったので、刑吏が関節に切れ目を入れることによってはじめてこの刑は成功した。そこで馬を使わない方法が考案された。刑吏とその助手が犯罪者を裸にして板張りの寝台の上に寝かせ、すべての手足を縛りつけ、まず専用の大きなナイフで胸を下から上へ切り開いて、内蔵、心臓、肺、肝臓を取りだし、次にそれらを死刑囚の口に投げつけ、あとで大地に埋めた。そのあとさらに死刑囚をテーブルかベンチか丸太の上に載せ、特別な斧で首を切り落とし、身体を四つに切りわけ、それら一つ一つをメインストリートに立っている樫の円柱や絞首台に釘で打ちつけた。

車裂きは残酷で屈辱的な刑であった。この刑に処せられたのもっぱら男性で、それは特に強盗殺人者と配偶者殺しに適用された。十七世紀以降は犯罪人はしばしば前もって斬殺または絞殺されるようになった。これは恩赦として行われたのであるが、それによってこの刑の威嚇効果が薄れることはなかった。というのは、観衆が事前の絞殺について知ることは稀であったからである。威嚇効果という点では、車裂きの刑にまさるものはなかった。

まず死刑囚を裸にして杭につないで地面に縛りつけ、手足の下に木を差し込んで地面から浮いた状態にし、重い車輪で手足を打ち砕いた。あるいはまた犯罪者を車輪の形をした台の上に横たえ、その身体を足のほうから頭のほうへ、またはそれとは逆の方向へ

と打ち砕いた。犯罪者が事前に絞殺されていない場合には、希望に応じて恵みの一撃を受けることができた。刑具としての車輪は新品で未使用のものでなければならなかった。死刑囚の死体は車輪の輻に絡ませ、それを杭の上に載せて立てておき、鳥のついでに任された。この時まだ死にきれないでいる死刑囚はこの無残な姿で死を待つほかなかった。

他の処刑と同様に車裂きにも様々な刑の加重があった。刑場に引きずっていかれたり、その途中で焼けたベンチでつねられたり、あるいは車裂きのあとで斬首や火炙りに処せられたりした。車裂きのときに四肢が打ち砕かれるだけでなく、身体から切り離されて一つ一つ晒されるような場合には、四つ裂きの刑に近くなる。稀ではあるがさらに内蔵が取り出されることもある。このような場合はもはや刑の加重ではなく刑の加算を意味している。例えばある犯罪者が虐殺だけでなく、同時に重窃盗または近親相姦で起訴されて有罪判決を受けた場合、処刑儀式においてそれを明示するために車裂きに加えて斬首または火炙りに処せられた。こうした身の毛もよだつ処刑はスイス以外のドイツ語圏ではほんの少ししか伝えられていないが、普通の車裂きは十九世紀になっても実際に行われていた。それを厳しく批判した啓蒙主義的インテリゲンチアは少数にすぎず、しかもかれらが問題にしたのは刑の苛酷さではなく、それが民衆を粗暴にするという点であった。それと同時にかれらは国家にとってのその効用についても異義を唱えた。

(3) 最も頻繁に執行されたのが絞首台での吊るし首と剣によ

### 初期近代における公権力と民衆

る処刑であった。これらの刑は昔から存在していたが、それらが断然支配的になったのは、処刑が公権力によって排他的に管理されるようになった十七世紀以降である。これらの刑によって罰せられた最も普通の犯罪は窃盗と虐殺であった。

吊るし首は早い時代には最も頻繁に執行された死刑であった。それは重窃盗と詐欺にたいする刑罰として主に男性に適用されたが、その恥ずべき性格のゆえに十七世紀以降は斬首に席を譲った。それは犯罪人の生命と名誉を奪うだけでなく、その家族全体の名誉を傷つける最も恥辱的な刑であった。そのため親族が剣による刑に代えてくれるよう恩赦を嘆願することも珍しくなかった。地元市民や身分の高い人々の場合には、時代が下るにしたがって大抵この望みが叶えられるようになっていった。絞首は拭い去ることのできぬ恥辱であったばかりでなく、当時の人々の考えからすれば破滅的なことであった。死体は鳥の餌食にされ、犯罪人を埋葬することも許されず、かれの霊にはどんな安らぎも認められなかった。その意味でこの刑は車裂きと類似する面をもっていた。

絞首は様々な仕方で行われたが、二つのやり方が一般的であった。①縛られた死刑囚は梯子を自分で後ろ向きに昇らなければならない。刑吏はかれの首に縄をかけて梯子から突き落とす。②刑吏の助手が死刑囚をベルトで引き上げ、同じく首に縄をかけて下へ突き落とす。後者は面倒な方法であったが、前者の場合は綱が短いと絶命するまでにしばらくかかったので、刑吏はしばしば死刑囚を下から引っ張らねばならなかった。

罪の重さに応じて絞首の仕方に變化をもたせることができた。例えばどれだけ長く吊るしておくべきかが厳密に規定された。あまりにも長いあいだ吊るしておく、死体が落ちたり、手足が盗まれたりする危険があった。こうした盗みは死者の身体にはある種の病気を直す力が宿るといふ迷信から起こったのであるが、死刑囚の家族もまた死体をそっくり盗み、それを埋葬して親類の者たちに魂の安らぎをもたらそうとした。

時には死刑囚にブラカードを掛け、それに盗品の絵や罪状を書きつけることもあった。刑の加重として片手を切断し、棒に突き刺すことも行われた。絞首のあとで火炙りに処せられた例も珍しくない。ユダヤ人は二匹の犬と一緒に逆さ吊りにされ、数日後にやと絶命することも稀ではなかった。こうした処刑は大概野原で三本ないし四本の脚をもつ絞首台を用いて行われた。

絞首は単純な刑のように見えるが、刑吏には細心の注意が要求された。綱が短すぎると処刑はひどく痛々しいものになり、見物人たちから抗議の声があがった。綱が長すぎて死刑囚を突き落としたりとときに切れてしまい、もう一度やり直さなければならぬこともあった。処刑が失敗した場合、見物人や死刑囚の家族は恐ろしい非難を浴びせかけ、処刑のやり直しは不当だと叫んで死刑囚の赦免を主張した。

こうして十七世紀以降は斬首がますます支配的な処刑方法になっていく。それは最も軽い刑罰であると同時に最も名誉ある刑罰であった。貴族や身分の高い人々は一般に斬首に処せられた。絞首

の場合と同様に死刑囚は目隠しを当てられ、両手を後手に縛られて、首をあらわにして確実に一太刀でしとめられるようにした。立ったままで行われるときもあれば、跪いたり椅子に座ったりすることもあった。それは最も苦痛の少ない死刑方法であったので、大抵の人々が希望した。しかし一刀両断のもとに首を打ち落とすのは決して生易しいことではなかった。一太刀で血が噴き出し首が落ちれば観衆は満足した。だが死刑囚は突然首を動かすことがあるので、刑吏はそうしないようあらかじめ同意を得ようとした。というのは、処刑に失敗した場合、刑吏の命が危うくなったからである。他方「見事な」一太刀は民衆と官憲の賞賛を浴びた。

斬首に処せられたのは故殺、強盗、近親相姦、嬰兒殺し（十七世紀以降）、および重大な詐欺であった。斬首のあと犯罪者が絞首台の下に埋められるか、後代に類繁に行われたように解剖に回されるか、それとも墓地に埋葬されるかは、しばしば減刑に依存した。斬首後すぐに友人や親類の者たちによって名誉ある埋葬をしてもらえるのは特別な恩赦であった。また刑吏との接触を免れることも同様に恩赦と考えられた。

### III 裁判と判決

重犯罪の嫌疑で捕えられた者はすべて刑事裁判にかねられた。刑事裁判所は司法制度として都市と領邦国家に存在していたが、その構成や訴訟の進め方においてそれらは非常に異なっていた。

訴訟手続は法廷で開始され、かなり複雑であるが確固とした規則にしたがって行われた。無限に長びく裁判、非人間的な状況、誤った判決が起ることもあったけれども、訴訟は決して恣意的なものではなく、また抑制を失った復讐心の発露でもなかった。犯罪者は少しの権利しか認められなかったけれども、まったく裁判官や刑吏のなすがままにされたわけではなかった。さらに心に留めておかれるべきことは、一五三二年のカロリーナ刑法典すなわちカール五世の刑事裁判法に具体的に述べられているような初期近代の裁判において、法の発見が判決の言い渡しおよび処罰から明確に分離されるようになったという点である。判決の確定は公衆を排除するかたちで官憲の裁判権力の排他的な所管事項となつたのにたいし、判決の言い渡しは公開で行われ、処罰は大観衆の面前で執行されたのである。

### 犯人の逮捕

(1) 初期近代において処罰を受けたのは多くの犯罪の一部にすぎなかった。逮捕の対象となりえたのはそもそも届け出られて職権によって訴追された容疑者だけであつたが、それすらも多くの障害のために暗礁に乗りあげざるをえなかったからである。こうした障害は時の経つにつれて減つていったけれども、根本的にはなくなつた。まずいわゆる糾問訴訟が確固たる地歩を占めるようになる、告訴人が加害者に犯行を認めさせることは容易でなくなつた。官庁が告訴人にとつた代わつた。次に他の諸領

### 初期近代における公権力と民衆

邦への逃亡の可能性がふんだんにあつた。各領邦はすべて自己の裁判主権を主張したので、他領邦内への追跡はほとんど不可能であつた。最後に有効な「警察の鑑識課」もなかった。それゆえ一方では犯罪者が隠れおせる可能性は今日よりも大きかつた。だが他方で初期近代の生活圏は非常に狭かつたので、すべての者が他人の監視下に置かれていた。疑わしい行動はすぐに噂にのぼり告発された。こうして犯罪は容易に発覚したのである。

刑事訴追にとって最も単純なケースは現行犯逮捕であつた。路上や他人の家で殺人や強盗の現場を目撃された者はただちに逮捕され有罪を宣告された。しかしこのようにして罰せられたのは犯罪者の一部にすぎず、多くの訴追は告発に基づいていた。例えば嬰兒殺しや風俗犯罪の場合がそうであり、とりわけ魔女裁判は告発によって開始された。市民には告発の義務があつたし、官憲は密告者を雇つていた。すべての証人の告発が等しく尊重されたのではなく、証人は「まっとうな」(honest)人物でなければならなかつた。そして告発が誹謗中傷であることが暴露された場合には、告発者は処罰されることを覚悟せねばならなかつた。しかしだからといって、官憲がまったく怪しげな情報源を利用するのを妨げるものではなかつた。

犯罪が秘密裡に行われ、直接の証人がいないときには、厄介なことになつた。その場合には容疑者を捜さねばならなかつた。カロリーナ刑法典によれば、容疑者の風評が悪いか、信頼できる告発が疑いと不信を抱かせる場合には逮捕が必要であり、それは十

分に根拠のあるものとみなされた。それで悪評のあるならず者はすぐに逮捕された。かれらは常に疑われていたばかりでなく、かれらを誤って投獄しても官憲は非難されなかった。だがまっとうな人々の場合は違っていた。悪評や確かな告発がないにもかかわらず尊敬すべき市民が官憲によって捕えられて投獄された場合には、かれの名譽を傷つける権力の濫用として非難攻撃された。だから法的な扱いには歴然たる社会的差別が見られた。

犯罪者が知られているが、逃亡してしまったり都市に隠れているときは、特別な問題が生じた。この場合にはすべての人が告発の義務を果たすよう注意を促された。宿屋その他の疑わしい場所が捜査され、さらに門衛は出ていく人々を点検するように命じられた。太鼓を叩いて触れ回って捜査がなされることも稀ではなかった。そのさい人物の特徴を記述した指名手配書が配られることもあった。犯人が逃走して他の主権領土に移ってしまったら、かれを捕える望みはほとんどなかった。というのは、逮捕と引き渡しにこぎつけるためには非常に長い交渉が必要とされたので、犯人は大抵逃げるチャンスを与えられたからである。だが有名な強盗や殺人者は例外で、かれらは指名手配書によって捜索され、多額の賞金がかげられ、あらゆる司法機関が動員された。

逮捕と刑事訴追は伝統的な庇護権によって制限を受けた。とりわけ教会と修道院、時には宿屋のような世俗の施設にも、中世においては非難所として犯人を追跡から守る権利が与えられていた。その本来の意味は、故殺を犯した者を犠牲者の血縁者による仇討

ち (Blutrache) から保護し、それによって正規の裁判手続を保証したり、厳しい処罰を緩和することであった。たいてい庇護権は故殺にしか及ばず、窃盗、謀殺、教会強盗、異端者は除外されることになっていった。教会は頑固にその庇護権を手放すまいとしたが、世俗の公権力は十五世紀以来それを排除することに努めた。刑事訴追が公権力によって独占されると、古い庇護権の制度はますます余計なものになっていった。この権利はまず少数のケースに制限され、次いで期間が短縮され、ついに十六世紀には逃げ込んだ犯人が教会や修道院から力づくで引き出されるようになった。全体としてみれば庇護権は初期近代にはもはや重要なものではなくなり、われわれはそのかすかな痕跡を見出すにすぎない。そして血縁者による復讐がもはや主たる役割を演じなくなり、官憲が訴追を担当するようになると、苛酷な刑罰体系を調整するものとして別の緩和手段が現れた。犯罪人が教会の保護によって裁判や苛酷な刑罰を免れるチャンスはなくなつたかわりに、今や弁護人を通じて減刑や恩赦といったかたちで判決の直接的修正を行うことが可能になった。

(2) 犯行現場を押えられたり、濃厚な容疑で検挙された者はただちに投獄された。少なくとも重罪の場合はそうであった。重罪でない場合は、単なる拘留か、本来の地下牢とは空間的に分離された「債務者拘留所」に移すだけで十分だと考えられた。

初期近代の牢獄を今日の監獄と比較することはできない。当時の監獄の役割は一般に判決の執行まで囚人をただ監禁しておくこ



とにあった。懲役刑（数年間の懲役刑や終身刑）も存在したが、それらは初期近代の刑罰体系において小さな役割しか演じていなかった。十七世紀以降、特に十八世紀以降に出現した労役所や刑務所は、古い牢獄とは別のものであって、矯正施設として機能するようにつくられていた。

カロリーナ刑法典では、牢獄は囚人の厳しく危険な拷問のためではなく、その拘留のためにつくられてはならないと述べられている。しかし投獄の現実はこの要求からはほど遠く、囚人にとって非常に厳しいものであったので、それ自身が身体刑とみなされた。牢獄は監禁の場所であると同時に肉体的苦痛の場所でもあったが、その理由はそこで拷問が行われたからだけではなかった。牢獄はまた公開の刑場と同様に恐怖の象徴でもあった。厚い壁に囲まれて密閉遮断された牢獄のなかで外界との接触を断たれて、釈放されるチャンスについてはっきりと知らされないまま、容疑者は訴訟の結果を待たねばならなかった。牢獄は一般に都市の格のなかにあり、都市のなかでは市庁舎の地下室や城が好んで牢獄として用いられた。そこは厚い壁のゆえに脱獄はほとんど不可能であったし、叫び声が外に達することもなかった。法と秩序の象徴である市庁舎の上部では陽気な生活が営まれていた——ここでは市参事会の会議だけでなく、盛大な都市の式典も行われた——のたいたし、下にある暗い地下牢では囚人が拷問にさいなまれながら死の判決を待たされていたのである。

囚人たちははたいい小さな独房に入れておかれ、壁や床に鎖で

つながれることも稀ではなかった。部屋はしばしば暗いだけでなく、不潔で湿っぽくて風通しが悪く、冬でも貧弱な暖房しかないか、あるいはそれすらもなかった。藁はめったに取り替えられなかった。害虫と汚物のために投獄それ自身が肉体的責め苦であった。生き長らえさせることを保証するために考案された規則が牢獄での生活を規制したが、その適用は監守の裁量に任されていた。投獄は身体刑の一部とみなされていたので、それは最終判決のさいに考慮された。投獄の目的は囚人が逃亡するのを妨げ、訴訟のスムーズな進行を保証することであったが、それと同時に囚人の意志を——自殺にまで追いつめない程度に——弱めてかれが判決に従うようにさせることも意図されていた。囚人を消耗させることが必要であったが、自分の罪を自覚的に認める能力までも奪ってはならなかった。なぜなら、犯罪人の自白がなければ、どんな判決も無効になってしまったからである。その限りで無制限な恣意はありえなかった。囚人が釈放されたり、赦免されたり、国外追放にされたときは、不当な監禁とひどい取り扱いを理由として裁判所に復讐を企てないように、ウアフューデ（復讐断念誓約）を誓わなければならないかった。

### 自白と拷問

(1) 捜査は訴訟の重要な一部であった。明白に不利な証拠がなければ、有罪判決を下すのに必要な自白を得ることは不可能であった。刑罰を科すためには証言と明白な状況証拠だけでは不十

分で、いかなる場合においても被告人の自白が処罰にとつての不可欠の要件であった。

容疑者が捕えられて拘禁されると、かれは大抵ただちに牢獄で尋問を受けた。最初の尋問はしばしば参審人もしくは補佐官だけで行われた。そのあと一般に裁判官、二人の参審人および書記官が、市庁舎、裁判室あるいは牢獄の狭い部屋で審議を開いた。これは訴訟の客観性を保証すると同時に、被告人を威圧するためもあった。質問と答えをすべて記録にとることが、密室で行われる訴訟にとつて不可欠であった。糾問手続が導入されて以来もはや公開の審議は廃止されてしまつていた。供述を記録に残しておけば、あとになってそれを利用したり、上級の司法官庁へ報告することもできた。というのは、最終裁判日に最終的な判決を言い渡す裁判官は犯人を知らなかつたので、すべてについて十分な情報を得ようとしたし、また得なければならなかつたからである。同じことは、難しい事件で助言を求められた領邦内外の法律鑑定人についてもあてはまる。かれらは助言にさいして調書に依拠せざるをえなかつた。

尋問者は丁寧かつ理性的に質問し、細大漏さず報告するよう指示されていた。訴訟は被告人と裁判官の複雑な「決闘」に似ていた。そのさい犯人の人格や動機や環境は、たとえそれらに関する情報が供述のなかに含まれていても、関心的ではなかつた。すべての質問の中心にあつたのは犯行の再構成であつた。尋問の狙いは、捕えた犯人の刑をもし可能ならば軽減することではなく、

あくまでもかれに犯行を認めさせること、すなわち是非でも自由な自白を得ることであつた。

自白を得るには様々な方法があつた。すぐに拷問が行われたわけではなかつた。もはやほかに方法が残されていないような状況、例えば十分な状況証拠があるにもかかわらず自白が得られないような状況を除いて、裁判所は拷問に訴えることを躊躇した。いかなる場合にも拷問には公権力のはつきりとした許可が必要であつた。時にはそのためわざわざ法学部に諮問がなされた。証人がいる場合、犯人を説得して自白にこぎつけることができるかどうかは尋問者の腕次第であつた。そのためには誘導尋問（これは公式的には禁じられていた）や証人と対決させることも辞さなかつた。証人は二十歳に達しており、えこひいきのない信頼できる人物でなければならなかつたが、必ずしもこうした条件を満たしていない場合もあつた。被告人が二人の証言にもかかわらず自白しようとなせず、二回目の尋問も無駄に終つたときにはじめて、まず拷問をするぞと嚇し、それでも駄目な場合には実際に拷問が用いられた。自発的に白状せず、拷問によって強いられてやつと自白した者は、「頑固な」犯罪人として刑の加重を覚悟しなければならなかつた。しかし拷問に耐えぬいた者は釈放された。

証人が存在せず、裁判所が間接的な立証だけに頼らざるをえないときには、いっそう厄介なことになつた。殺人の場合には医者による検死をしたり従犯を捜索し、特に嬰兒殺しの場合には綿密な調査を行い、窃盗の場合には盗品を見つけたすうえで、あらゆ

る手だが尽くされた。しかし全体としてみれば、初期近代における間接証拠による立証は拷問による威嚇がなければほとんど成果をあげることではできなかったであろう。カロリーナ刑法典は間接証拠による証明方法をはじめて確立したけれども、それは犯人を自白に追いこむうえでほとんど役立たなかった。

他方では古い神明裁判による判定が依然として続いていた。その一つとしてまずいわゆる棺審を挙げることができる。それによれば、容疑者が被害者に触れて後者の顔色が変わったり出血したりすると、かれは有罪とされた。初期近代にもっと普及していたのはいわゆる魔女試しである。針試しの場合には刑吏が痣その他の母斑に針を突き刺し、出血しなければ有罪が証明された。オランダでのみ知られていたものに秤試しがある。魔術の疑いをかけられた者を秤に乗せ、その身体の大きさからあらかじめ推定されたよりも軽ければ、有罪が証明されたものとみなされた。最も有名なのは水試しである。被疑者は裸にされ、身動きできないように両手両足をきつく縛られ、縄をつけて水中に投入された。水は罪人をはじき返すと考えられていたので、沈まなければ有罪とされた。

(2) 拷問の起源はゲルマン法にはない。それはローマ法の継受にもなつて普及し、異端審問と魔女裁判においてはじめて用いられた。ここで拷問はサタンとの闘いの決定的な武器となつた。それはその後次第に、糾問訴訟の対象となつた重犯罪にかかわるあらゆる訴訟に入り込んでいった。それを適用するさいの限度と

取り扱いは長いあいだ個々の裁判官に委ねられていたので、ひどい拷問の濫用が生じた。カロリーナ刑法典がはじめて拷問に法的な規制を加えた。拷問の導入によって刑事手続全体が変化をこうむらざるをえなかった。

拷問は原告のいない訴訟において真実を発見するための手段として認められていた。伝統的な法観念にしたがつて、年少者、病人、老人は、妊婦と同様に拷問を免れた。拷問は特別に設けられた照明のある部屋で行われた。犯人の肉体的な忍耐力をチェックするさいには裁判官と二人の参審人と書記官が立ち合うことになつていた。拷問を実際に担当したのは刑吏で、かれは一つ一つの行為について報酬を受けた。拷問は段階的に執行された。それはまず大きく三段階に分けられ、最後の段階がさらに三つのレベルに細分された。

第一段階では刑吏は拷問器具をただ見せるだけである。拷問具を示しながらその説明を行うことによって裁判官は容疑者の口を割らせようとした。しばしばこれだけでも所期の目的が達成された。しかしながらこのような威嚇が奏効しない場合には第二段階に進んだ。容疑者は衣服を脱がされて親指や足に枷をはめられた。この段階ではまだ締めつけて痛みを与えることはしない。だがしばしば裸にされるだけで犯罪人は意気消沈し、多くの者は抵抗することを諦めてしまった。しかしそれでも駄目な場合には第三段階つまり実際の拷問へと進んだ。まず親指締めから始められた。それは二枚の鉄板から成り、そのあいだに両手の親指を入れて締

めつづける。痛みを強めるために刑吏が鉄板を叩くこともあった。足締めの場合にも同じことが行われた。第二レベルでは梯子のうえで引つ張られた。容疑者は梯子に乗せられて足の関節を固定され、背後で縛られた両腕を、それが振じ折れるまで引き上げられた。苦痛を増すために足に重りを付けたり、犯罪者をしばらく吊るしたりすることも行われた。最も苛酷な第三レベルは実に多種多様であった。犯罪人は（スペイン式）ブーツをはかされ脊で打たれたり、身体を硫黄マツチで焼かれたり、指の爪のしたに先を尖らせた松の木片を突き刺されたりした。この段階では刑吏と裁判官の思いつくままに様々な拷問が工夫された。特に魔女裁判においてはおぞましい残虐行為が見られた。

多くの容疑者は拷問の第一あるいは第二レベルで抵抗する氣力を失った。だが自白することなくすべてのレベル、すなわち彼女は彼女が犯した犯罪に適用される限度内での拷問を耐えぬいた者は、無罪とみなされて釈放された。拷問の限度は窃盜の場合には謀反や魔術よりもかなり低く定められていた。しかし無罪となつたからといって、彼または彼女は決して無傷で済んだわけではなく、すでに拭いさることのできない汚名を負わされていた。というのは、拷問のさいに刑吏に触れられて名譽を奪われていたからである。かれらは共同社会から排除され、大抵は住んでいた都市を去らねばならなかったばかりでなく、投獄と拷問を理由に復讐することはしないという誓約をさせられた。

投獄されたからといって常に名譽を失うわけではなかったけれ

ども、すでに述べたように拷問は大抵の場合ノーマルな生活への復帰を不可能にした。多くの人々は、速やかに執行されるなら死刑のほうがはるかにましだと考えた。かれらは死刑によってむしろ苦しみから解放されると感じた。だから多くの人々はみずから命を断とうとした。それはさらに加えられる拷問の恐怖から逃れるためだけでなく、憂き世のすべてにけりをつけるためでもあった。結局のところ拷問は真実を明らかにするよりも頻繁に虚偽の自白をつくりだした。しかし拷問の適用が真実を発見するうえで不適切な方法として退けられたのは啓蒙の世紀になってからのことである。十八世紀のバイエルンとオーストリアの刑法典は拷問をあらためて根拠づけたけれども、その適用は少なくなっていた。そしてプロイセンでは早くも一七五四年に、ザクセンでは一七七〇年に、オーストリアでは一七七六年に、だがバイエルンとヴェルテンベルクではやっと一八〇九年に、またゴータでは一八二八年になつてようやく拷問は廃止された。

(3) 訴訟手続の目標は、まず犯罪の事実経過を明らかにし、次に犯人として捕えられた容疑者に犯行を認めさせること、すなわち自白させることであつた。有罪を宣告して処罰するには証言と状況証拠だけでは不十分で、犯人の自白がどうしても必要であつた。自白を得るためにあらゆる努力と手段が用いられた。自白は口頭でも文書でもよかった。記録係が尋問調書の末尾にそれを書く場合もあれば、文章化された自白に犯人が署名させられる場合もあつた。尋問に関与しなかつた人々も加わつて行われる判決の

作成のためにも、またあとで起こるかもしれない局外者からの疑いを封じるためにも、自白は不可欠であった。犯人はしばしば「最終裁判日」に自白を繰り返させられた。

自白は「自由に」かつ「強制されずに」行われねばならなかった。だから拷問によって強いられた自白は、拷問のあとでもう一度くり返されねばならなかった。自白が自由に強制されずに納得づくで行われたときにはじめて、判決は法的効力をもつことができた——たとえこの自発的行為と納得がそれ以前に行われた拷問の強制の結果としてもたらされたものであったとしても。自白は真実を明らかにし、被告人と裁判官の「決闘」に決着をつけた。証人と状況証拠にもかかわらず白状しなかった者は無罪になることもありえた。また被告人は最終裁判日あるいは処刑の直前に自白を撤回することもできた。そのようなときには拷問が再開されることもあったが、後代になると裁判所は自白の撤回をもはや認めなくなった。

### 訴訟と判決

(一) 犯人が法廷で犯行を自白すると、判決の作成に移った。これは訴訟そのものと同様に複雑な過程であった。十六世紀以降訴訟のこの部分は裁判所の手中にはなかった。

裁くことと判決を下すことが分離した。領邦国家では君主が次第にすべての刑事判決を独占し、都市では判決権は市参事会に属した。被告人と証人のすべての供述は再検討され、判決の作成に

初期近代における公権力と民衆

用いられた。単純明快な事件は統治権力がすぐに決定を下した。複雑な事件(間もなくすべての刑事事件がこれに含まれるようになった)については、刑事裁判所は法律顧問、法学部あるいは領邦外の裁判所に法律上の鑑定を求めた。あらゆる争点が議論された。そのさい人々は伝統的な法とカロリーナ刑法典を指針としたばかりでなく、法学をも動員し、また時代の政治的宗教的状况をも考慮した。元来は裁判所、より正確にいえば参審人が、公衆の面前で判決を決定したが、判決の作成はますます大学で法学教育を受けた法律家の仕事になり、秘密委員会の任務になっていった。公正で客観的な判断を保証するというのがその狙いであった。しかしながら法律家は犯罪人を直接知らず、稀にしか十分な情報を提供することのない調査に依拠せざるをえなかったので、誤った判断が跡を断たなかった。

裁判官、判定者および法律家の任務は、刑罰の量を受観性をもって定めることであった。そのさいかれらは原則的に犯人個人の社会的心理的な諸条件を度外視して判断しようとしたけれども、あらゆる事情は考慮の対象となった。まず年少者、老人、病人、狂人は大目に見なければならなかった。この原則は特に魔女裁判の場合には無視されたけれども、年齢や性別が考慮された場合も少なくなかった。同様に社会的な出自も考慮の要素となった。貴族やまともな市民は刑事裁判において一般に穩便な取り扱いを期待することができた。もっぱら下層の民衆と外国人が苛酷な判決を受けた。ある人が有罪になるかどうか、またどのような判決が下

るかは、しばしばその人の名譽によって決まった。同じ殺人罪で裁かれるにしても、住所不定の浮浪者と、古くからその土地に住みついている名譽ある貴族の家柄の者とは、結果は明らかに違っていた。また訴訟における犯罪人の態度も考慮された。さらに刑事犯罪が社会に蔓延しているか否かも重要なポイントであった。十七・十八世紀には刑事政策上の配慮も加わった。ある犯罪が量的に由々しいまでに増加しているときは、相当の刑罰の加重さえ行われた（魔術、猥褻、強盜の場合のように）。裁判官は常に刑罰の威嚇効果に固執したけれども、そのために裁判所や鑑定人が恩情ある態度を示すのを妨げられるということはなかった。威嚇と慈悲は、ともに権力を誇示し犯罪人を威圧するのに役立つたのである。

(2) 捜査においても訴訟においても被告人の利益を守ってくれる弁護人はいなかった。自白は弁護の余地を封じてしまった。といっても、被告人あるいは有罪判決を下された者は必然的にその犯行に適用される最も厳しい刑罰を受けなければならなかった、ということではない。古い刑罰体系においても情状酌量が認められていた。というよりもむしろ、前近代的な法觀念においては苛酷な刑罰は恩赦の制度と表裏一体のものであった。当時の裁判においては、刑の軽減は判決の確定ないし判決の言い渡しのおとで行われたのではなく、寛大な処置を嘆願することは訴訟それ自体の一部を成していた。

種々の客観的事情を根拠として、犯罪人は刑の軽減を獲得する

ことができた。それは大抵、犯罪人の減刑あるいは無罪判決に利害關係をもつ人々の口添えによって行われた。その動機は、被告人ないし有罪者にたいする同情というよりもむしろ、犯罪者だけでなくかれの親族や同業仲間をも辱める刑罰を避けることであった。不名譽な刑は、犯人の家族や教区や同職組合の面目を潰すことになったからである。口添え役としては、犯罪人の社会的境遇に依じて実に様々なグループが登場した——家族、親戚、友人、立派な市民、同職組合員、聖職者、市参事会員、名譽ある貴族。口添え人の数が多ければ多いほど、またかれらの社会的地位が高ければ高いほど、刑を軽減してもらえるチャンスは大きくなった。言うまでもなく、恩赦の可能性はすべての被告人に平等に開かれていたわけではなかった。一般に地元の人たちのほうが他所者よりも、まっとうな市民のほうが乞食や浮浪者よりも大幅な情状酌量を期待することができた。また男より女のほうが多く恩赦の恵みに浴した。

司法当局による恩赦によって完全な無罪判決が得られることはめったになかった。情状酌量や口添え人の嘆願によって叶えられた慈悲深い裁きといっても、それは単なる刑の軽減にすぎず、客観的にみれば必ずしもそれほど人道的な解決ではなかった。しかしながらそれでも、少なくとも關係者にとっては、刑罰の屈辱的性質は減少した。人々の切なる願ひは不名譽な刑を逃れること、すなわち絞首や車裂きを斬首に変えてもらうことであった。だがそればかりでなく、吊るし首にされた者が絞首台にそのままにし

ておかれるのがほんの少しの間だけなのかどうか、またその者がそのあとすぐに絞首台の下に埋められるのか、それとも墓地に埋葬されるのかは、恩赦を与えられるか否かによって決まった。車裂きの刑に処せられる者が事前に絞殺されるか、それとも生きたままその刑を受けねばならないのか、あるいはまた刑吏との接触を免れるかどうか、恩赦次第であった。しかし多くの場合、命拾いをしたからといって無罪放免になったわけではなく、受刑者は家族と共に永久に追放されたり、ガレー船に送られたり、二〇年間もの懲役に処せられたりしたのだから、それは決して本質的なメリットではなかった。だが当時の人々はそのような処置をメリットとみなしたので、こうした寛大さを示すことによって裁判所の株は上がった。

処刑の成功は公権力の最大の関心事であり、それは見物人を感じさせたのだが、その成否は裁判所ないし公権力が自己に有利になるように恩赦をうまく利用できるか否かにかかっていた。公開の場で行われる判決の言い渡しにおいて、慈悲をもってなされた裁き、裁判所の寛大さがわざわざ強調されないことはなかった。但し地位の高い立派な人物でないかぎり、口添え人の名前は明らかにされなかった。

(3) 犯罪者が幸運にも地位のある口添え人を見つけて一命を救われ、名誉刑または身体刑に服することになった場合には、一定期間もしくは永久に当地を去ること、そして投獄や拷問や身体刑を理由に復讐を企てないことを厳粛に誓わなければならなかった。

#### 初期近代における公権力と民衆

た。拷問によって潔白が証明された被告人でさえ、まさにそのゆえにウアフューデ(復讐断念誓約)を要求された。

ウアフューデは古くから伝わる制度で、昔はそれによって敵対する門閥間のフューデに終止符が打たれた。その目的はあとで起るかもしれない復讐を除去することであった。その誓いを破って復讐に及ぶことは許されざる行為とみなされていた。状況が変化したにもかかわらずこの制度が刑事罰体系のなかにその後も存続したという事実は、まだ依然として古い復讐の観念が生き残っていたということを示唆している。裁判所の側からはいかなる賠償も補償もなされず、拷問は社会的な傷痕を残したのだから、公権力は誓約をさせることによって「正当な」復讐から身を守らなければならなかった。復讐行為の断念誓約が十六世紀以降もどれほどの現実味をもっていたかは判断しがたいが、復讐が企てられた事件は知られていない。ウアフューデは十八世紀末にいたるまで要求されたけれども、それは、そうしなければ復讐が実際に行われるかもしれないからではない。復讐にたいする不安ないし復讐から身を守る必要性よりもはるかに重要であったのは、犯罪人が戻ってきて、判決を取り消したり、町や村で騒動が再発する種を蒔いたりするのではなかるうかという、公権力の心配であった。それゆえに、誓いを破って戻ってきた場合には厳罰に処する、という威嚇が行われた。そのときには犯罪者は、恩赦によって免じられた本来の刑に処せられたばかりでなく、それに加えて誓約違反者としても罰せられた。

都市や領邦から追放された多くの人々がもとの土地に戻ろうとしたことは確かである。そして成功した人たちもいた——ある者は密かに、またある者は金銭を支払ったり、有力な口添え人を通じて刑をあとから無効にすることによって。許可なく戻ってきた者も相当数にのぼった。かれらが前もって威嚇されていた厳罰に処せられたことはきわめて稀で、大抵は再び追放された。しかし累犯の場合にはもはや寛大な処置を期待することはできなかった。死刑を免れて命拾いをした者はすべてウアフューデを誓わなければならなかった。ウアフューデを拒否して、生涯ずっと不名誉で安住の地をもたない生活よりもむしろ死を選んだ事例は、知られていない。

(4) かつては訴訟と判決の言い渡しと刑の執行は一体のものであった。糾問訴訟、および公権力による裁判制度の支配にともなう抽象的な法の侵入につれて、この統一は崩れた。捜査と判決の作成を含む訴訟は、公開での判決の言い渡しと本来の刑執行、すなわちいわゆる最終裁判日と公開で執行される処刑から分離された。前者は官憲の所管事項として公衆を排除したかたちで秘密裡に行われ、訴訟そのものは犯罪の解明をめぐる裁判官と被告人との争いとして展開されたのになし、判決の言い渡しと処刑は參集を要請された多くの民衆の面前で公然と行われた。

十六世紀以降いたるところで貫徹されていったこの分離の結果として裁判全体のあり方に生じた変化は、中世末期における最終裁判日がどのようなものであったかを一瞥することによって明ら

かになる。そこでは決闘の構造を示す本質的要素、原告および被告の強い立場、ならびに裁判の公開性がまだ歴然としていた。中世の法観にしたがって各人が自己の権利のために闘ったのである。そのような裁判が正常に機能しえたのは、原告と被告がともに供述の正しさを保証してくれる十分な援助者を利用できた「閉鎖的」社会においてであった。しかし、中世後期に犯罪が増加し、原告が現れなくなった状況のなかで、公共の安全のために平和の破壊者の跳梁を阻止しなければならなくなると、そうしたやり方は多くの欠点をさらけ出すようになった。古い訴訟手続きのもう一つの限界が露になったのは、裁判がますます原告とその援助者によって操作されやすいものになり、その客観性が地方裁判所の党派性によって危殆に瀕するようになったときであった。

領邦君主は、裁判を一方で身分的利益のしがらみから解き放ち、他方で原告も証人も存在しない事件の処罰をも可能にさせる規範を広く行きわたらせるために、新しい合理的な基礎のうえに裁判制度を築こうとした。十六世紀以降、古い弾劾訴訟にかわって糾問訴訟が登場してくるのと時を同じくして、公権力による判決と犯行を償わせる刑の執行とは二つの部分に分離した。前半部分は本来の法的行為を意味したのになし、後半部分の目的は正義を公開の場で表現することであった。この分離によって最終裁判日の機能は根本的に変化した。法的な意味においてはそれは無内容な単なる形式になってしまったが、社会政治的行為としては示威的価値を増した。そこでは従来通り問答が行われたのであるけれ



ども、基本的には判決を公表することに機能が縮小された。すなわち、最終裁判日の中核を成したのは、もはや原告と被告との争いではなく、判決を厳肅に言い渡し、公開の場で犯罪人を屈伏させることであつた。不測の事態が起こるのを防ぐために、ただ犯罪者に自白を繰り返させ、判決を言い渡し、死刑囚を刑吏に引き渡そうという傾向が、いたるところで見られた。本来の訴訟を非公開の場に移すことに問題はなかつたが、しかし公権力は民衆にたいして、最終裁判日には公開の場で判決の宣告を行う義務があると感じていた。最終裁判日は単なる形式と化したけれども、公権力はそれを威厳あるものとして演出しようとした。

演出の仕方は各地域の伝統によって様々であつたが、どこでも公権力は——特に死刑の場合には——判決の言い渡しに明瞭で感銘深いものになることを重視して、象徴面および物質面での支出を惜しまなかつた。犯された悪事が公開の場でもう一度数えあげられ、犯罪人の自白が繰り返され、裁判所は判決の言い渡しによつて公衆の同意をとりつけ、同時にそうした犯罪を予防するために警告を發しようとした。この公開の場での刑の言い渡しと民衆の間接的な同意によつて、判決は法的有効性を与えられた。それがなければ、公開処刑は支障をきたした。公権力は司法権を手中に収めていたけれども、民衆に逆らつてそれを行使することはできず、かれらの賛同を得なければならなかつた。

最終裁判日の基本的な枠組は、帝国全域に妥当する指針であつたカロリーナ刑法典で定められていたが、細部については個々の

### 初期近代における公権力と民衆

都市や領邦に任されていた。カロリーナ刑法典によれば、捜査がすべて完了し、証言が得られ、自白がなされ、法律上の鑑定に基づいて判決が確定すると、最終裁判日の日程を決めなければならなかつた。犯罪者が死にたいする心の準備を十分にできるように、それは処刑の三日前に行われることになつていた。最終裁判日に言い渡される判決は十六世紀にはすべて事前に決定されていた。申請を受けて承認された恩赦(刑の軽減)も、すでにそのなかに織り込み済みであり、あとから判決を変更することは原則として問題外であつた。

鐘を打ち鳴らして最終裁判日の開廷が告げられる。その中心は自白の再演であつた。というのは、公訴はそれによつて正当性を保証されたからである。それに続いて裁判所の書記官または代弁者が判決文を、すべての人が聞きとれるように大きな声ではつきりと読みあげた。被告人が判決を聞き終わると、裁判官は見物人の見守るなかで杖を折り、「神が汝の魂を憐れみ給はんことを」(Gott sei Deiner Seele Erhaltung)と言つて、その折れた杖を自分または犯罪者のまえに投げた。判決を言い渡したあとで杖を折るといふこの習慣が始まつたのは比較的遅く十六世紀のことで、しかもあらゆるところに広まつていたわけではなかつた。杖を折ることは犯罪人の死を意味したのではなく、法共同体から死刑囚を永久に放逐することを象徴していた。

判決が言い渡され、杖が折られると、見物人は騒然となつた。訴訟手続はまだ終つていなかったので、裁判官はしばしば静穏を

とりもどすために苦勞しなければならなかった。刑を執行するた  
めに、死刑囚は公權力の特別の保護下にある刑吏に引き渡された。  
椅子が倒され、裁判の参加者たちが食事——それはしばしば死刑  
執行前の最後の食事（Henkersmahzeit）と同時に行われた——  
のために退席すると、閉廷となり、秩序が回復されたことを意味  
した。これをもって裁判官は表舞台から退き、刑の執行において  
は刑吏が中心的な役割を演じる。かれの任務は、処刑を感銘深く  
見事に演出することであった。だが処刑がうまくいくのは、死刑  
囚が自分の役割を素直に受け入れる気になっているときだけであ  
った。そしてそれは、被告人に真実を認めさせることに劣らず難し  
いことであった。

#### IV 処刑儀式と民衆

##### 刑場へ

（1）死刑が公然と宣告されると大急ぎで処刑の準備が始めら  
れ、万遺漏なきを期して最大の努力が払われる。判決が言い渡さ  
れると死刑囚は刑吏に委ねられ、死刑囚と刑吏がイベントの中心  
になるが、処刑を見に集まってくる民衆も一役演じる。この時点  
で裁判官は舞台裏に退くが、大抵は刑場への行進を先導し、処刑  
完了後それが正しく執行されたことを公的に表明しなければなら  
なかった。関与する者すべての相互関係、とりわけ死刑囚と刑吏  
のそれが基本的に処刑の進行と結末を規定した。公權力は指令を

発して処刑儀式の次第を厳密に定めようとしたけれども、実際には必ずしもそれによってスムーズな運行が保証されたわけではな  
かった。公權力が全力を傾注した目標は、威厳があると同時に威  
嚇的でもある処刑であった。死刑囚への同情が起ころのはやむを  
えないとしても、刑吏を恐ろしい「復讐者」の象徴に変えてしま  
うような共感や一体感をよび起こしたり、見物人に憎悪の念を抱  
かせるものであってはならなかった。これに失敗すれば、裁判所  
の威厳と威嚇の意図が寛束なくなることにもなりえた。

本来の裁判官すなわち法律家の関心は秘密裡の訴訟において犯  
人に犯行を認めさせることに限られていたので、かれらにとって  
事件は自白と判決をもって終わったけれども、初期近代の公権力と  
民衆にとつては公開処刑が裁判と刑罰の焦点であった。中世にお  
いてはこれが逆であった。すなわち、すべての観衆にとつて直接  
間接に重要なものは訴訟そのものであり、原告と被告との争い  
において明らかになる判決であった。裁くことから罰することへの  
この変化は後世にまで伝わるイコノグラフィにもはっきりと示  
されている。中世の訴訟シーンは世俗的な絵図にごく頻繁に登場  
するテーマであったのにたいし、刑罰と処刑を描いているのは主  
として殉教を扱った聖画像であった。中世の刑罰儀式を描写した  
世俗的な絵図は本来の刑法書の外では見出されないのである。十  
六世紀初め以後こうした状況は根本的に変化した。訴訟を描いた  
図絵はほとんど見られなくなり、公衆の関心は別の方向に向いて  
しまった。聖画像の虐待シーンも大きな役割を演じなくなった。

それにかわって前面に出てきたのが宗教的な性格をまったくもたない刑罰とりわけ処刑儀式の描写であった。

イコングラフィーにおけるこうした変化は裁判のあり方の変化に対応していた。十六世紀以降訴訟はもはや公開されず秘密裡に行われるようになったのたしい、権力によって演出された公開処刑は公衆にたいして開かれていた。このような処置が処刑の公的機能の変化と関連していたことは明白である。これまでは処刑は訴訟を進める当事者の関係する事柄であつたけれども、今やもっぱら公権力がとり扱う事項になつてしまつた。公権力はもはや単なる執行機関ではなくなり、十六世紀には処刑を自己の任務として意識的に演出し始めた。といつてもその後も民衆の法觀念が影響を及ぼし続けたことは言うまでもない。中世においても処刑は特別な出来事であつたが、それが死の演劇として意識的に演出されるようになったのは後代のことで、それには公権力による裁判制度の支配強化と広範な一般民衆の政治的禁治産者化——これは十六世紀から始まり十八世紀初めに頂点に達した——が結びついていた。

処刑の手順は決して場当りのものではなく、儀式が決められた通り法律上有効に進行するように周到な準備を要した。独自の刑吏をもたない町は他のところから借りてこなければならなかつた。また刑場が常設されていない場合には、それを設置することが必要であつた。さらに民兵隊や後には軍隊を配備しなければならなかつた。というのは、大勢の民衆が集まるので、騒動が勃発

する危険性を考慮しなければならなかつたからである。

だが技術的な個々の事柄は準備全体の一部にすぎなかつた。はるかに重要なことは犯罪者に死を覚悟させることであり、死刑囚の主体的な同意がなければ威厳のある処刑はほとんど実行不可能であつた。というのは、罪の告白に基づいて死刑判決が出されたからといつて、死刑囚がおとなしく処刑されるという保証はなにもなかつたからである。原則的には犯罪者はその段階でも自白を翻すことができた。最悪の場合には訴訟を初めから全部やり直さざるをえなくなることありえた。死刑囚が判決のあと頑固に黙りこくつて刑吏の命令に従おうとしない場合も同様に混乱をきたした。このような死刑囚の態度は判決が公正でないという印象を与え、由々しき事態をひき起こしかねなかつた。犯罪者が判決にたいする忿激をぶちまけ、裁判官や刑吏を罵ることが特に恐れられた。それは裁判の公正にたいする信頼だけでなく、裁判官と刑吏の生命を危うくさせた。刑吏自身が判決の合法性に疑問を抱いている場合は収拾不可能な事態に陥ることもあつた。このような状況では反抗する犯罪者を抑えつけることなど刑吏にとつてほとんど不可能であつた。判決が言い渡されたあとの死刑囚の自殺も致命的な結果を招いた。それを避けるために死刑囚はしばしば最後の数日間鎖でつながれた。

死刑を宣告された者が死から逃れられる可能性はほとんどなかつたけれども、指定された自分の役割を素直に果たすことを拒否することによつて公開処刑を妨害し、司法当局に桶突くことができ

た。しかしまた反対に彼または彼女は死刑囚としての役割を役者然とした身振りで大げさに演じ、威嚇的な処刑祭りを（表現力の点で他の慰霊祭をはるかに凌ぐ）教化的な死と別れの祭りに変えることもできた。このような場合には死刑囚は多くの人たちから羨まれ、英雄あるいは殉教者に祭りあげられた。しかし公権力が意図したのは、犯罪者とその罪と罰を公に認めると同時に見せしめの役割を果たす死刑囚として処刑されることであった。それはどっちに転ぶか予測できない、権力側にとって有利な結果に終るとは限らない賭けであった。

(2) このようなわけで死刑宣告にたいする犯罪者の同意を判決の言い渡し後も維持するためにあらゆる手段が尽くされた。死刑囚は処刑前の最後の三日間牢獄のなかの特別な——時には照明の付いた——独房に移された。最後の別れを告げることができるよう家族の訪問が許された。立派な市民のなかには自分で選んだ衣服を着て処刑されることを認められる者もいた。そして死刑囚はいつもあり良い食べ物と十分な飲み物を与えられた。これに関する会計報告が残されているが、それはかなりの金額を示している。死刑囚を満足させめるために公権力は費用を惜しまなかった。但し飲み物についてだけは節度を守るよう要求した。犯罪者は刑場への行進の途中で十分すぎる葡萄酒をもらい、酩酊して処刑に臨むという事態がしばしば起こったため、公権力は葡萄酒の量を定めようとしたのである。

いわゆる死刑執行前の最後の食事 (Henkersmahizeit) は疑

いもなく死刑囚にとって死を容易なものにし、処刑への同意を確かなものにすることに役立った。あり余るほどの高価な食事に異義を唱える者は誰もいなかった。死刑囚が死刑執行前の最後の食事をとることは、彼または彼女を死に至らしめる人々とウァフェーデ (復讐断念誓約) を暗黙のうちに結ぶことを意味した。

しかしこうした物質的な恩恵は犯罪者に処刑を覚悟させるための措置の一部にすぎなかった。もっと重要で効果的であったのは教誨師が死刑囚に与える精神的な慰めであった。犯罪人に犯行を認めさせ、処刑を成功させるうえで聖職者は重要な役割を演じた。聖職者はしばしば拷問に立合い、囚人から告白を引きだすのに力を貸した。しかしもともとは裁判にかけられている囚人を世俗の権力から保護し、その利益を守ることが聖職者の任務であった。これは教会の庇護権に関連していた。

だが初期近代の刑罰制度の形成にもなって聖職者はますます公権力の代理人として行動し、犯罪人が従順に死を受け入れるよう心の準備をさせる任務を負うようになった。聖職者はしたがって犯罪に関する意見表明を差し控えなければならず、死刑囚の潔白を確信しているときでも、かれに告白を撤回するよう促してはならなかった。反対に告白を維持することがかれの義務であった。教誨師は大抵二人いて、交代で務めを果たした。

反宗教改革の時代以降しばしば聖職者は、カトリックであろうと福音主義であろうと、死刑囚に一般的な精神的慰めを与えるだけでなく、かれを敬虔なキリスト教徒に改宗させ、かれが真の信

仰の証人として処刑台で死んでいくのを見るのにこの機会を利用した。聖職者は犯罪者と一緒に祈り、重要な信仰箇条を唱えようとした。そればかりでなく、プロテスタントの聖職者がカトリック教徒を自分の宗派に改宗させようとしたり、その逆のケースも起こったりして、神学論争に発展することさえ珍しくなかった。死刑囚はこれまでの生涯でそのような個人的扱いを受けたことがめったになかったので、相当の成功を収めた聖職者もいた。死刑囚がユダヤ人の場合、そのやり方は陰惨であった。周知のように盗みを働いたユダヤ人は足を縛って二匹の犬と一緒に逆さに吊るされた。キリスト教徒に改宗することを決意したユダヤ人は、慈悲によりキリスト教徒と同じように死ぬことを許された。しかし驚くべきことに多くのユダヤ人はかれらを改宗させようとすることをはねつけたのである。

聖職者は手を替え品を替え、宥めたり嚇したり、あらゆる手段を尽くしてその努めを果たそうとした。かれらは永遠の救済を引き合いに出して犯罪人を罪の告白へと誘導したり、それでも頑なに反抗する場合には死後の地獄での永遠の罰をもち出して嚇したりした。

聖職者は結局のところ刑吏を補佐する機能を果しさえすればよかったのだが、観衆にとっては死刑囚の威厳ある死のために尽力するかれの味方として映じた。そしてほかならぬこの聖職者の随行によって処刑劇は典礼としての性格をいっそう強めたのである。

(3) 聖職者は処刑儀式において重要な機能を果たさなければ

### 初期近代における公権力と民衆

ならなかった。しかしその役割は刑吏のそれとは違って副次的なものにすぎなかった。処刑劇の重要な幕では刑吏が前面に出てきた。裁判官と被告人とのあいだで行われた犯罪に関する真実をめぐる争いは、かれの指揮のもとで犯罪にたいする勝利と秩序の回復にいたるまで続けられた。処刑が威嚇的な印象を残して首尾よく終るか否かは基本的にかれの腕次第であった。裁判官の職は立派なものともなされたのにたいし、それに劣らず公権力の機能を代行した刑吏は奇妙なことに宗教的な意味において罪深く不名誉な職であった。裁くことが名誉に、罰することが不名誉になったのは、裁く行為と罰する行為との分離の結果であった。公権力は判決の執行で手を汚すことを避け、それを独自の官職に委ね、殺害ではなく真実の発見だけにかかわるようになったのである。

刑吏はその不名誉な仕事のゆえに社会の外で暮らし、結婚も狭い範囲のなかで行われたので、由緒ある刑吏門閥が生まれた。刑吏は特殊な衣服によって見分けがつくようにしていなければならなかった。稼ぎはよかったので生活には困らなかつたけれども、教会では離れた席に座らされ、ガストハウスでも一人ぼっちで食べたり飲んだりしなければならなかつた。都市当局、領邦国家、帝国はこうした差別を除去し、公権力の機能を代行する刑吏の職を格上げしようとしたけれども、刑吏のアウトサイダー的性格が払拭されるまでには非常に長い年月を要した。賤民たることの社会的結果は現職の刑吏だけでなくその子供たちにも及び、かれらまたは彼女たちがまともな手工業に受け入れてもらえないことなど

到底ありえなかつた。とりわけ都市の手工業は刑吏を極端に排斥した。

しかしながらこうした蔑視と忌避は刑吏とのつきあいの一面でしかなかつた。身体についての知識と治療行為のゆえに刑吏には病気を治す魔術的な力があるとみなされていた。多くの人たちが大概はこっそりと医者としてのかれを訪れた。時には公権力がかれの医者としての能力を証明することもあつた。そしてそうすることが法的に可能になると、医学を学んで有名な医者になつた刑吏の子供たちが少なからずいた。拷問や処刑を手がけることによつて刑吏は当時としては並々ならぬ知識を獲得した。また刑吏が公然・非公然に提供した多くの治療薬は、かれの病気を治す能力以上に重んじられた。絞首台の木材、絞首綱、絞首台の下に生えるマンドラゴラの根、人間の血、処刑された死者の四肢は民間医学において重要な意味をもつていた。暗い地下牢での拷問、死との密接なかわり、恥ずべき刑場、病気を治す力にかかわる刑吏の知識、人体に関するかれの知識、多くの治療薬の販売、刑吏をとり巻くこれらすべてのものが、無気味ではあるけれども治療効果があると考えられていた。刑吏との接触がいかなる場合でも名誉を傷つけたわけではなく、かれは刑吏としてのその機能においてのみ恐れられ忌避されたのである。

処刑は刑吏にとつて常に伸るか反るかの厳しい試練であつた。死刑囚と観衆は処刑劇に直接影響を及ぼすことはなかつたけれども、首尾よく成功を収めるか否かは見物人と死刑囚の気分と雰囲気

氣によつて大いに左右された。民衆が死刑囚の罪を信じていなかったり、民衆が犯罪者の味方につくほど刑吏が死刑囚を乱暴に扱つたり、処刑儀式が正しく行われなかつたりした場合、刑吏は激昂した群衆の痛い仕打ちを喰らつた。かれらは嚇したり罵詈雑言を浴びせかけて刑吏を混乱に陥れ、時にはかれの職務遂行を妨害した。こうなると公権力が用意した防衛隊もほとんどなすすべがなかつた。

また犯罪人もどうすることもできない状態で刑吏に引き渡されたわけではなく、かれの職務を妨げることができた。死刑囚が処刑に同意し、精神的慰めの努力が功を奏していれば、刑吏は見事な剣捌きを見せることができた。だが死刑囚がややくそになつて刑吏を呪つたり拷問に抵抗した場合には、刑吏はほとんどくい止めることのできない挑戦を受けた。処刑をしくじつてもう一度やり直すことは残酷な行為だとみなされていたので、そのような場合には刑吏自身の生命が危うくなつた。当然のことであるが、刑吏の犠牲になるのは誰かということが常に問題であつた。特に危険を伴つたのは一つには民衆の共感を得ている盗賊や反逆者の処刑であり、いま一つには見物人が同情せざるをえない嬰児殺し女の処刑であつた。刑吏と裁判官はこの点をよく承知しており、裁判官が犯罪者を刑吏に引き渡すときには「刑吏の平和」(Nachrichtriede)が公的に宣言され、刑吏にたいする攻撃は公権力を脅かすものとして処罰されるべきことが表明された。だが刑吏は、すべての人々を満足させる処刑に成功し、裁判官が

判決の執行を公的に確認したとき、はじめて安堵の胸をなでおろすことができた。この規則に定められた通りの締めくくりがなければ、刑吏は通常いかなる報酬も受けとることができなかった。

(4) 処刑儀式の中心舞台は絞首台のある刑場である。通常それは都市のはずれの見晴しのよい小高い丘の上にあった。絞首台は古い流血裁判権の象徴として裁判管区の境界に聳え立っていた。斬首は市庁舎のすぐまえの中央広場に設置された断頭台で執行されることもあったが、絞首、車裂きあるいは火炙りは、その恥辱性、残忍性、悪臭のゆえに一般に都市の外で行われた。遅くとも十七世紀以降、ラーベンシュタインとも呼ばれる刑場が、都市の中央広場の小さな断頭台——それは処刑が終ることに刑吏とその助手たちによって片付けられた——とは区別されて、大勢の見物人が遠くからでも処刑の様を細大漏らさず観察できるように石の土台の上に大掛かりに建造された。

絞首台は古い伝統社会において特別な意味をもっていた。一方でそれは市庁舎と並ぶ高級裁判権の目に見える象徴であり、その保全と維持は都市の重大な関心事であったが、他方でそれは万人によって忌み嫌われた穢らわしい場所でもあった。だから絞首台の改築あるいは新築は公権力の命令により集められた当該地域のすべての手工業者によって行われた。公権力の名のもとに全員が参加することにより穢らわしい刑場に触れても個々人の名誉は守られるとされたのである。刑吏が高級裁判権のいわば陰の部分を実現していたように、刑場は市庁舎に具現された都市権力のネガ

ティブな側面を表していたのであるが、刑場と市庁舎が一緒になっ

てはじめて都市の最高権力の象徴たりえたのである。

判決が公然と言い渡され、杖が折られ、処刑前の最後の食事が終ると、通常は早朝に牢獄または市庁舎から刑場への行進の準備が鐘の音の響くなかで整えられる。その数時間前から多くの民衆が集まってくる。そのなかには死刑囚の家族や親類縁者がいることも稀ではない。死刑の執行はピラや市庁舎に掛けられた赤い布切れで前もって公に知らされ、死刑に関する情報は速やかにかつ広範囲にわたって広まった。群衆が暴徒と化すことにならないように都市の重要な地点はすべて守備隊と兵隊によって固められた。処刑が都市内で行われるときは、大抵の市門が閉じられ、刑場の周りは封鎖された。処刑場への行進は、とりわけそれが市外にある場合には、判決の言い渡しや処刑そのものと同様に厳しく規制された。

一般に死刑囚の行列は最短のコースをとって刑場に向った。裁判官と刑吏と死刑囚はそれぞれの服装によって遠くからでも見分けられた。犯罪人は両手を縛られて歩くかあるいは荷車で運ばれたが、これも刑罰の一部であった。行列は市内を一巡して犯罪者の住宅や犯行現場の脇を通り過ぎることもあった。死刑囚が晒し台で手を切り落とされたり、刑場まで引きずっていかれたり、行進中に焼けたベンチで摘まれたりして虐待されるのは刑の加重を意味した。刑場へ引きずっていかれるのは特に屈辱的なことであっ

## 公開処刑と民衆

貴族や高位高官の人々の場合は例外として処刑はすべて観衆のまえて行われた。観衆のいない処刑は無意味であった。というのは、犯罪者を死に至らしめることだけがその目的だったのではなく、処刑を主催する公権力は、威嚇によって犯罪を防止すると同時に、自己の裁判権のうむを言わせぬ力を誇示し、執行された判決にたいする臣民の側からの同意をとりつけようとしたからである。そして民衆もまた処刑の公開を強く要求した。民衆は一方では処刑が正しく行われるようチェックし、他方では祈りを捧げて犯罪人がキリスト教徒として死ぬことを可能にしてやろうとしたばかりでなく、救済の意味をもつにちがいない正義と清めの行為の証人たろうとした。さらにまた犯罪人自身が処刑の公開を望んだ。なぜなら、それによって罪を償い、友人や知人に別れを告げ、キリスト教徒として死ぬ機会を得ることができたからである。処刑公開の是非は十八世紀末まで議論の対象になることはなかった。判決が公然と言い渡されると、すぐに多数の観衆が集まってきた。死刑囚のあとについて市庁舎や牢獄から刑場まで歩く者もいたが、大抵の人々は処刑をつぶさに観察することのできる場所を確保するために直接刑場へ押し寄せた。見物人のなかには、普通の庶民ばかりでなく、身分の高い人々も含まれており、かれらは見物席を買い取ることも厭わなかった。わけても魔女の死刑、謀反人や叛逆者の処刑は、数千人の人々が群がってくる大掛かりな大衆演劇であった。見物人が大勢になることが予想される場合に

は都市から遠く離れたところに刑場を設けねばならなかった。

民衆は十六世紀以降、公開処刑にたいして直接の影響力をもはや及ぼすことができなくなるが、見物する観衆による同意のない処刑は社会的に法的有効性を認められず、また公権力も公開処刑を通じて民衆に懲罰を加えようとしたので、民衆の関与を完全に排除することはできなかった。そのため支配権力の誇示としての処刑は一転して死刑囚にたいする同情の表出と公権力による刑罰にたいする抗議行動へと急変することもありえた。要するに民衆は受動的な観衆の役割に甘んじようとはしなかったのである。

「人々を恐怖させる君主権力のみを明示するはずのこうした処刑のなかにはカーニバルの要素が存在していて、そのため役割の逆転が生じ、権力者は嘲弄され、犯罪者は英雄視される」（フーコー）。十七世紀後半に頂点に達する処刑の厳格な儀式化は、裁判と刑執行の分離の結果であると同時に、民衆が判決を恭順に受け入れないのではなからうかという恐れから生じた方便でもあった。したがって処刑劇場への外部からの介入を排除し、民衆を威圧し、復讐行為を高権に基づく制裁に変え、神と人間の権利に基づいた一万人を拘束する——正義の審判として演出することがセレモニー化の狙いであった。

実際には、死刑囚が無罪であることが知られている場合でも処刑が妨害されることはめったになかった——もともとそうした危険があれば裁判所は大量の軍隊の動員を命じたのであるが、また裁判官の法観と民衆のそれとが常に違い違っていたわけではない。



強盗や殺人者が処刑されるときには、民衆は厳しい判決に異義を唱えることなく、緊張と満足をもって処刑を見守った。とはいえ、民衆の法意識と裁判官のそれとのあいだにはいくつかの点で相違があり、そうした違いを示す多くの慣習が伝えられている。十六世紀以後にも残っていた慣習としては、例えば以下に見るように、結婚による免罪、なんらかの理由で処刑が失敗した場合の放免、処刑を手際よく執行できなかった刑吏を罰する権利があった。十九世紀になってもまだ民衆の観念世界を支配していたこれらの慣習のために、仰々しい儀式化にもかかわらず、処刑がどのような結果に終るかか実際には複雑な恩赦のシステムがあった。親類、友人、高位高官にある人々は犯罪人のために恩赦を嘆願することができたが、誰にどのような恩赦を与えるかの決定権は司法当局の手中にあった。またこれとは別に民衆のあいだには、ある状況が生じれば死刑囚を放免しなければならないという信念と慣習が深く根を下ろしていた。そのような状況が生じるのは処刑の直前または最中であり、その場合には刑場は緊張と興奮の坩堝と化した。死刑囚がすでに刑吏の手に委ねられていても、予想もつかないことが起こりえたのであり、それは多分に神の思召しとみなされたのである。

十九世紀になってもまだ民衆は、死刑を宣告された者でも、彼または彼女との結婚を申し出る乙女または青年によって免罪されると確信していた。だから刑吏もまた死刑の宣告を受けた女性

### 初期近代における公権力と民衆

を要することによって彼女の命を救うことができた。法学者たちはこの慣習にはっきりと反対したのにはたいし、司法当局は十八世紀になってもまだ曖昧な態度をとり続けた。犯罪人との結婚は政治社会からの排除を伴った。すなわちその夫婦は国外に追放されるか、刑吏と結婚した女性は賤民として生きる運命に堪えねばならなかった。だからそれは決して自由への道ではなかったけれども、数多くのそうした事例が確認されている。

裁判所がもっと大きな困難に直面したのは、処刑のやり直しを認めない伝統的な民衆の法観念との衝突においてであった。綱が切れたり、水中に突き落とされた者が溺死しなかった場合、処刑をもう一度やり直すことは、民衆が抱き続けてきた法観念からすれば、受け入れ難い所業であった。一般の人々はそのような偶発事件を神判と見て、犯罪は未遂に終わった処罰によってすでに償われたと確信していた。十六世紀にはこの点で新しい法学と古い民衆の法観念とのあいだの溝がはっきりと現れてくる。民衆はその後もかれらの信念と慣習に固執したけれども、司法当局はそれを次第に抑圧し、さらに絶滅しようとした。十七世紀以降処刑をやり直すのが一般的になっていったが、十八世紀にいたるまでこの問題は依然として法学上の論題であったことから推測されるように、裁判所は何度も民衆の法観念と対決しなければならなかった。

絞首よりも斬首のほうが失敗しやすかった。その場合は騒々しい抗議が起こったばかりでなく、刑吏が実際に攻撃されることさ

えあった。切り損じたために重傷を負ったけれどもまだ死にきれずにいる死刑囚に、刑吏が二度目の太刀を振り下ろそうとする。ときの残酷な光景は、それを見ている者たちに報復の念をよび起こした。最初の一太刀で見事になし遂げることを要求した民衆は、そのようなむごたらしい不手際は刑吏を罰することによって償われるものと考えた。このような場合、見物していた民衆はすぐに衝動的に行動を開始したのではなく、事がすべて終つてから、つまり三度目の太刀によつて死刑囚が死ぬのを待つてから刑吏を処罰した。十七世紀半ば以降大勢の兵隊が刑場を守るようになり、処刑に失敗した刑吏にたいする攻撃は目立って減少したけれども、刑吏は十九世紀の半ばにいたるまで処刑に失敗したときの民衆の激しい怒りに脅えていた。

処刑がかなり頻繁に失敗したのは刑吏の果たすべき任務があまりにも過大であつたことによる。かれは感情の高ぶつた大観衆の見守るなかで一刀両断に死刑囚の首を打ち落さなければならなかつた。そのうえ刑吏は観衆の野次によつて心をかき乱され、なによりも死刑囚の恨みに満ちた責めるようになまざして見つめられるのが怖かつた。それをまえもつて避けるためにかれはしばしば死刑囚に職務上そうせざるをえない旨を述べて謝罪した。嬰兒殺し女を打ち首にするときに最も頻繁に処刑の失敗が起つたようである。彼女たちが美しくても若く、民衆が彼女たちに憐憫の情を感じており、刑吏自身さえも当の刑罰があまりにも苛酷すぎると思っている場合には、かれの心は動揺し手元がくるつた。

### 暴力死の典礼

犯罪者の残酷な殺害は公開処刑の一面でしかなく、処刑にはもつと広い意味が含まれていた。それは宗教的な供犠の性格を帯びたセレモニーであり、教会の祭りと同様にキリスト教的要素と迷信的要素が融合した宗教的行為であつた。死刑囚の最期の証人たるべく多くの人々が刑場に駆けつけた理由はまさにここにあつた。処刑儀式は十六世紀から十八世紀にかけて目に見えて厳格になり、意識的な刑罰の誇示と公開処刑の教育的性格が強められた。だが処刑は相変らず救いと制裁とが一つになつた民衆の祭りであり、公権力側のあらゆる努力にもかかわらず、世俗の権力と刑罰を象徴する刑吏がネガティブな中心であつた。絵画のなかで刑吏は絶えず悪のシンボル、殉教者の殺害者として描かれてきた。すべての観衆の注視の的になつたのは刑吏と権力との犠牲になる死刑囚であつた。かれは罪を犯したのであり、それゆえそれにふさわしく死なねばならぬ人間であることは疑いもなかつた。しかし罪を自白し、死ぬ覚悟を言明するや死刑囚はもはや悪人ではなくなり、己れと世界を自分が犯した罪から解き放つために死出の旅に赴こうとしている悔俊したキリスト教徒に変身した。凶悪な犯罪者が死ぬ間際になつてどうしてかくも大きな共感と同情をもつて迎えられるかは、公権力にとつて最後まで不可解な謎であつた。勿論そうでない犯罪者もいたけれども、死刑囚の大半は毅然たる態度で「永遠なる生の子供」として死んでいったのである。

処刑儀式における死刑囚の特殊な地位は、一人または二人の聖

職者が祈りかつ歌いながら処刑台までかれまたは彼女につき添って行くことによっていっそう高められた。しばしば特別な衣装——例えば白衣——に身を包み、手を縛られた死刑囚は群衆のなかを刑場に向ってゆっくりと歩いて行った。彼あるいは彼女は祈り、しばしば立止まって飲み物を飲み、告解し、見物人に別れを告げた。十八世紀には死刑囚の行進に学校の生徒たちがつき従い、感銘深い甲いの歌を歌うことも稀ではなく、そのためキリスト教の葬儀さながらの観を呈した。クライマックスはラーベンシュタインへの到着である。ここで死刑囚は聖職者と官憲にかれらの公正かつ寛大な取り扱いにたいして感謝の意を表し、観衆、特に彼または彼女が危害を加えた人々に謝罪した。死刑囚はまた民衆を祝福し、立派で感動的なスピーチを行うことも稀ではなく、そのなかで彼または彼女は、自分のように邪悪な罪を犯さぬようにと忠告し、真のキリスト教徒としての生活を讃えた。深く死んでいった死刑囚はすべての罪から解放されるばかりか、そのまま天国へいくと一般の人々は確信していた。

さらに犯罪者たちはこの一回かぎりのチャンスを利用して、生涯の最後の瞬間に匿名の状態から抜け出し自分を誇示しようとした。死刑囚が悔い改めたキリスト教徒として威厳ある死に方を示し、そのため殉教者のごとく賛美された場合も数多くあった。だが処刑儀式に宗教的性格を付与したのはこのキリスト教的要素だけでなく、この供儀にはまた極めて迷信的魔術的な観念が入り交じっていた。罹病せずに健康体のままで死んだ人間の身体には、

病気を治したり似たような奇蹟を起こす力が宿っていると一般に信じられていた。例えば血は癲癩に効くとされており、刑吏は官憲の許可を得て死刑囚の血を容器に受けとり、患者やその家族に与えた。このように死刑には、死刑囚と殉教者の同一視に基づく一種の聖遺物崇拜が付随していた。

驚くべきことに迷信的な側面はほとんど官憲からの弾圧に遭うことなく、ただ十六世紀以降は処刑をさらにキリスト教化しようとする努力がなされた。すでに見たように聖職者は、処刑の教訓的效果を保証するために、処刑前の数日間にあつて犯罪人に死の心構えをさせ、キリスト教徒として死ぬことに同意させねばならなかった。そして死刑囚の最後のスピーチのあとに聖職者が行った説教は、処刑の教訓的效果をよりいっそう強めた。十六世紀のこうした説教が伝えられているが、それが処刑儀式の不可欠の部分になったのは十七世紀末から十八世紀にかけてのことである。聖職者は死刑囚の生涯と死を例証として犯罪の恐ろしさを説き、悔俊を褒め讃えた。非常に心を揺さぶる説教がなされたときには、処刑儀式の焦点はもはや死刑囚の運命ではなくなり、聖職者とその教訓的な説教に移ることさえあった。それに深く感動した民衆は真面目に生きることを固く心に誓って帰途に就いた。

処刑の道徳的教訓的な効果は、処刑後あるいは判決の言い渡し直後にばら撒かれた多数のピラによってさらに強められた。それらは犯罪の恐ろしさや死刑囚の悔俊の経緯を綴り、些細な犯行がどんな事態を招くかを示したこの犯罪者を戒めとして受けとめる

よう訴え、通常は事の顛末を描いた銅版画がそれに添えられている。た。

聖職者と司法当局はともに処刑の道德的教訓を常に念頭に置いていた。十六世紀にはまだ副次的な意味しかもっていないかったこの道德的側面は、清めと贖罪の觀念が後退しますます曖昧になった十八世紀に主要な役割を演じるようになった。道德的教訓を垂れる機会として処刑を利用しようとしたのはなにも聖職者だけでなく、啓蒙主義者たちもまた処刑を教育的目的のために用いようとした。処刑を青少年を教育するための手段にすることは多くの初期啓蒙主義者の基本方針の一つでもあった。クリスチャン・ヴォルフによれば、いかなる犯罪者であろうと、隠れて秘密裡にではなく、誰の目にも見えるように公開で処刑されるべきであり、多数の人々が刑の執行に参列することができるようになることは前もって広く知らされていなければならなかった。

しかし啓蒙主義者たちは、残酷な処刑が青少年だけでなく一般民衆にも類魔的な悪影響を及ぼすことにも気づいていた。死刑と公開処刑を弁護した人たちでさえ、現行の処刑儀式にはもはや同意できなかった。かれらの見方からすれば、処刑が民衆の祭りさながらに行われ、死刑囚が同情を一身に集めるために、処刑の本来的意味、すなわち民衆を威嚇して恐ろしい犯罪を思い止まらせるといふ目的が曖昧になってしまっていた。イタリアの啓蒙主義者ベッカリアによる刑罰体系の告発に続く、一七七〇年代の啓蒙主義者たちの死刑をめぐる有名な議論においては、もはや処刑

儀式を教訓的かつ威嚇的にするという啓蒙主義的改変だけでなく、死刑そのものの廃止、すなわち民衆を馴致することに失敗した公開処刑の撤廃さえも問題になった。かれらの処刑反対の理由は人道的なものではなく、道德的なもの（処刑は民衆を粗暴にするだけだ）と功利的なもの（犯人の罪は死によって償われえない）であった。

革命期の裁判は多くの改革を無に帰してしまつた——最も重要なのは、ヨーゼフ二世のもとで一七八六年に廃止された死刑がオーストリアで再導入されたことであつた——けれども、刑罰の実態は特に一八世紀後半に——啓蒙主義の影響のあるなしにかかわらず——決定的に変化していた。拷問が廃止されたばかりでなく、処刑に伴う苦痛も減らされた。犯罪者は完全にはっきりしている場合にのみ、すなわち、重窃盗、強盗、故殺の場合にだけ死刑の宣告を受けたのにたいして、風俗犯罪はもはや死刑をもって罰せられることはなくなつた。大抵の犯罪者は刑務所か労役所に閉じ込められるようになった。例えばヴェルツブルクでは一七六九—一七八八年に合計三四五人が有罪判決を受けたが、そのうち十八名が死刑、四十六名が名譽刑、六十六名が笞刑をもって罰せられ、八八五名が刑務所、八〇六名が労役所に送られ、三一五名が拘禁、二八九名が罰金刑に処せられた。間もなく学校の生徒たちによる処刑の見学が禁止されるとともに、そもそも大勢の見物人が押し寄せるのを防ぐ試みがなされたが、その実現はなかなか容易ではなかつた。

十八世紀には恐ろしい処刑の数は実際はかなり減少した。そのためかえて公開処刑の珍しさが人々の想像力と関心をかきためたので、威嚇の効果は保証されなかった。公権力が意図した威嚇の効果をも削ぐと同時に、処刑を民衆の祭りに仕立て上げるチャンスをかれらに与えたのは、皮肉なことに公権力によって支持された処刑の演劇化であった。

死刑囚の死が処刑儀式の終結ではなかった。公式の処罰行為は、刑吏が裁判官から自分の職務を正しく遂行したことの確認を得たときはじめて完了した。処刑の種類に応じて刑吏とかれの助手は死体を違ったやり方で処理した。車裂きまたは絞首に処せられた死体は、しばしば一日のあいだ車の上に晒されたり、絞首台に吊り下げられたりした。そのあとある者は絞首台の下に埋められたが、他の者は腐敗して手足が抜け落ちるまでそのまま放置された。火炙りの刑の場合、刑吏は灰を絞首台のそばに埋めるか、近くに川があればそのなかに棄てるかして、すべての痕跡が消し去られるようにした。埋葬についての指示のない溺死刑の場合も同じであった。キリスト教徒としての埋葬が許されたのは斬首刑の場合だけであった。死者は袋あるいは粗末な木製の棺に納められ、不名誉な人々専用の墓地に参会者なしで埋められた。だが斬首のあと刑場に埋められた者もいた。埋葬はこっそりと行われなければならなかったけれども、付随的な事件が起こることも稀ではなかった。死体を間近に見たいという者や血に布を浸したいという者が現れ、しばしばなにがしかの金銭と引換えに刑吏の助手がかれら

の望みを叶えてやった。裁判官は埋葬を刑吏とその助手に任せて、処刑が済むと陪席判事と一緒に市庁舎に戻り、処刑の執行に関して口頭で報告した。刑事処分全過程の締めくくりは食事であった。刑吏は金銭と現物で報酬を受け、刑場に設けられた処刑台を自由に使うことを許された。

## V 結び

死刑は初期近代社会において実に様々な機能を果たしていた。司法当局による死刑の根拠づけはしばしば民衆——犯罪者が出たのは大抵この階級からであった——のそれとは異なっていた。また裁判と刑罰にたいする当局の支配力が増大するにつれて、十五・十六世紀から十八世紀にかけて刑罰の理解に相当の変化が生じた。常に死刑をもって罰せられた犯罪もあれば、社会的規範の変化に応じて異なった評価を受ける犯罪もあった。カロリーナ刑法典も普遍的に妥当する刑法ではなかった。

まず公式的には、死刑の意味は死に値する犯罪を償い、生じた被害を修復することにあつたが、なぜ一定の犯罪が死に値するかは必ずしも明確でなかった。正確な理由は判決にも述べられていない。刑罰の程度は、犯罪の頻度、実行された犯罪の性質、犯罪者の社会的身分に応じて決められた。しかし、軽微な窃盗がある都市では死刑に処せられるかと思えば、重窃盗が別の都市では単なる追放で済むということが起こった。とりわけ風俗犯罪の場

合にはかなりの相違が見られ、獸姦が死刑になるところもあれば、名譽刑しか科されないとこともあった。だがいずれにしても、贖罪としての刑罰は犯罪の性質によって決まったのであり、犯罪者によってひき起こされた被害がどれほどかという点とは無関係であった。

次に死刑の目的は紛れもなく威嚇にあり、十七世紀以降はこれに同書応報の観念が結びついた。刑罰の恐ろしさは威嚇の効果をもたねばならなかった。刑罰のこの機能が特に公権力の関心事であったことはおのずと明らかである。何が許され何が許されないかを厳密に明示することにより、死刑は民衆を手なづけ官憲の支配権力のもとに組み入れる手段として機能することができた。それゆえにこそ罪状を読みあげて公然と判決を言い渡す必要があるがあった。また初期近代国家には恒常的な監視機能が欠けていたので、犯罪を抑止する方途としてはそのような威嚇の手段しかなかった。特定の犯罪が増加したときには、それにはたいする刑罰をこれまでよりも残酷なものにする以外に方法はなかった。

しかし、処刑儀式がまさに初期近代社会においてそうであったような形態で行われた理由を贖罪と威嚇の観念だけで説明することはできない。いわば表向きの理由に隠れて別の観念が、すなわち清めの観念が大きな役割を演じていたことは確かである。それだからこそ犯罪者を矯正し社会に復帰させる自由刑はなきに等しかったのである。この清めの観念が明瞭に現れているのは生き埋め、火炙り、溺死といった古くからの処刑儀式においてである。

社会的政治的犯行の処罰よりも風俗犯罪や宗教犯罪——魔術、獸姦、近親相姦——の処罰が、また男の処罰よりも女のそれが清めの観念を色濃く残していた。

さらに周知のように死刑のみならず初期近代社会における制裁一般が見せしめという性格をもっていた。恐ろしい刑罰で犯罪に報い、同様の罪を犯せばどういふ結果になるかを民衆に警告し威嚇すると同時に、それによって、すでに同じ罪を犯したすべての人々に見せしめのかたちで死刑宣告を与えることが公開処刑の狙いであった。例えばある強盗団の首領が処罰されたとすれば、それはかれだけを罰しようとしたのではなく、またすべての共犯者ならびにそのような悪事を擁護ないし弁護するかもしれない者だけをともに罰しようとしたのではなく、さらに潜在的強盗としてのすべての臣民に懲罰を加えることを意図していた。そうであればこそ公開処刑は多くの見物人に自分は命拾いをしたという安堵の意識をよび起こすことができたのである。「人は想像力を媒介として他人に同情し……しかも自分が同じ運命に巻き込まれていないことをひたすら喜ぶ。だから民衆は、犯罪者が刑場に引かれていって処刑されるのを見たいと思うときには、演劇を見にくときよりも激しい欲望に駆られて走っていく。というのは、犯罪者の顔つきや挙動に現れる心の動揺や感情は、見物人に共感をよび起こし、かれらが構想力（その強さは儀式によっていっそう高められる）を通じて体験した不安が去ったあとに、穏やかではあるが真面目な安堵感を残し、それはかれらにそのあとの生の喜

びをいっそう強く感じさせるからである」(カント『人間学』)。  
見せしめの機能は威嚇のそれとかなり重なるところがあつたけれども、同じものではなかつた。

最後に同害応報の観念も重要な役割を演じていた。それは十七世紀末から十八世紀にかけて強まり、公権力がキリスト教的たることの自覚を高めるにつれて公正で厳格な処罰の基準になつた。あらゆる形態の処刑とそれらを規定していた観念において、主たる標的は犯罪者ではなく、犯罪という行為であつた。処刑儀式はなお十八世紀以降においても、啓蒙主義の影響よりも伝統的なパラダイムによって強く支配されてきた社会の思考体系と行動様式に合致していた。公権力も教会も民衆もまだしばらく死刑を放棄することはできなかった。犯罪人を殺害することによってのみ共同社会の秩序を毀損した罪を拭い去ることができると考えられていた。処刑によって犯罪者を矯正するという理念や社会的効用と刑罰を結びつけるという考えは伝統社会にとって馴染みの薄いものであつた。

以上で「恐怖の劇場」の紹介を終える。公開処刑が有害無益であることを主張してその廃止を要求したベッカーリア『犯罪と刑罰』は、周知のように「終身隷役刑」をもってそれに替えることを提案し、その論拠を次のように述べた。「人間の精神に最も大きな効果を及ぼすのは、刑罰の強さ(intensiv)ではなくて、その長さ(extensiv)である。なぜなら、われわれの感性は、

激しいが一時的な揺さぶりによってよりも、弱くても反復される印象によって、ずっと容易に、また永続的に影響されるものだからである。「中略」犯罪にたいするもっとも強力な抑制は、一人の悪党の死の恐ろしいが一時的な光景ではなくて、自由を奪われた人間が、役務の畜生に成り果てて、自分が侵害した社会に労役によって償つている姿である」(囚徒重光訳)。それから十年あまりのちにアダム・スミスは『国富論』第二編第三章で、節儉ないし儉約こそが大多数の人々の日常的行動における支配原理であると論じた。「無駄使いについては、支出を促す原理は、目前の享楽にたいする情念であつて、それはときには激しくて抑制することが非常に困難ではあるけれども概して瞬間的で偶発的なものにはすぎない。しかし、貯蓄を促す原理は、われわれの境遇を改善したいという欲望であつて、それは一般に穏やかで冷静なものであるけれども、母親の胎内からわれわれに同行してきたもので、われわれが墓に入るまで決してわれわれから離れることのない欲望である。」

両者は同じ方向を指し示している。すなわち、大抵の人々の日常的行動は、激しくはあるが一時的なものにすぎない情念よりも、穏やかではあるが持続的な欲望によって規制されるという観察と認識を、かれらは共有しているのである。このような人間の日常的行動様式の変化はノルベルト・エリアスのいう「文明化の過程」の重要な一側面であつた。しかし「ノルベルト・エリアスによって描かれた習俗の文明化の過程は、おそらく人間の本性に信頼を

置きすぎている。彼は強制や監視をもたらすいかなる具体的な要因の介入も見えていない。けれども刑事裁判制度はアンシャン・レジム下において、日常的にそうした役割を演じていたのである」（ロベール・ミュシャンブレッド『近代人の誕生』石井洋二訳）。ファン・デュルメンの『恐怖の劇場』は、エリアスによって無視された文明化の過程におけるこの暴力的馴致の側面に光を当てた刮目に値する著書である。